令和８(2026)年度

「教育委員会の点検・評価」報告書
(令和７(2025)年度対象)

令和８(2026)年９月

栃木県教育委員会

は　じ　め　に

社会の先行きに対する不確実性がこれまでになく高まっている VUCA の時代と呼ばれる現代社会において、次代を担うこどもたちは、激しい変化が止まることのない時代の中で生きていくことが求められています。このような時代の中で、誰もが生き生きとした人生を送り、社会全体でも幸せや豊かさを享受できるようにするため、県教育委員会では令和８(2026)年２月に「とちぎ教育ビジョン(2026 - 2030)」を策定し、令和８(2026)年度から令和 12(2030)年度までの５年間における本県教育行政の基本方針を示しました。

本報告書は、効果的な教育行政を一層推進するとともに県民への説明責任を果たす趣旨から、令和７(2025)年度における県教育委員会の事業の執行状況等について自ら点検及び評価を行い、それをまとめたものです。

この点検・評価については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第１項に「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない」とあり、この規定に基づいて本報告書を作成し、公表するものです。さらに、同条第２項の「点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする」という規定に基づき、点検・評価の客観性を確保するため有識者による検討会議を設置して、委員の皆様から様々な御意見をいただきながら点検・評価を行いました。

県教育委員会としては、この点検・評価を十分に踏まえ、「とちぎ教育ビジョン(2026 - 2030)」の基本理念である「誰もが自分の可能性を開花させ　ともに未来を描く　とちぎの教育を実現します」の実現に向けて教育施策の着実な推進に努めて参ります。

今後とも、県民の皆様には、この基本理念の実現と栃木県の教育・文化・スポーツの充実・発展のために、御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和８(2026)年９月

栃木県教育委員会

目　　次

Ⅰ　本県における「教育委員会の点検・評価」について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

「とちぎ教育ビジョン(2026 - 2030)」の施策体系　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

Ⅱ　教育に関する事務の執行状況の点検及び評価

基本目標Ⅰ　　誰もが安全に安心して学べる学校をつくる・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

基本目標Ⅱ　　ともに幸せや生きがいを感じる社会を創る力を育む・・・・・・・・・・・・・・12

基本目標Ⅲ　　新たな価値を創造する力を育む・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23

基本目標Ⅳ　　ふるさとの未来を担う力を育む・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33

基本目標Ⅴ　　未来を見据えた質の高い教育環境をつくる・・・・・・・・・・・・・・・・・・40

Ⅲ　教育委員会の活動状況について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・51

Ⅰ　本県における「教育委員会の点検・評価」について

1　目　的

栃木県教育委員会(以下「教育委員会」という。)の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行いその結果を公表することにより、本県における教育行政の適切かつ効果的な執行等を一層推進するとともに、県民への説明責任を果たすことを目的とする。

2　対　象

「とちぎ教育ビジョン（2026 - 2030）」(以下「ビジョン」という。)の施策体系(２ページ参照)の 10 の基本施策ごとに、令和 7(2025)年度の主な事業の執行状況、推進指標の進捗状況及び教育委員会の活動状況について点検・評価を実施した。なお、基本施策８の施策のうち文化・スポーツの振興に関する取組、基本施策 10 の施策のうち私学教育の振興に関する取組については、知事部局の所管であり「教育委員会の点検・評価」の対象ではないが、ビジョンの主な取組の一つであるため、参考に記載した。

3　報告書の構成

点検・評価の結果をまとめた本報告書は、以下の内容で構成した。

・推進指標：ビジョンに示した 17 の推進指標（令和７(2025)年度の数値を基準値とする）を掲載(令和７(2025)年度の数値がない場合は、令和６(2024)年度または令和５(2023)年度の数値を基準値としている。)

達成見込	A：達成見込が 90%以上	B：達成見込が 80%以上～90%未満	C：達成見込が 65%以上～80%未満
	D：達成見込が 50%以上～65%未満	E：達成見込が 50%未満	－：実績がない等のため評価ができないもの

・取組状況と成果・課題及び今後の対応方法：令和７(2025)年度の主な事業についての取組状況と成果・課題及び今後の対応方法の概要を掲載

・検討会議委員からの主な意見：第三者から構成される検討会議の委員からいただいた御意見のうち、主なものを掲載

4　検討会議の設置

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第２項「点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする」に基づき、以下の構成員による検討会議を設置する。

選　出　分　野	氏　　名	所　　属　　等
大学等の専門的な識見を有する者	松村　啓子　氏	宇都宮大学共同教育学部長
小学校又は中学校の校長経験者	松本　和士　氏	元宇都宮市立戸祭小学校長
高等学校又は特別支援学校の校長経験者	丸茂　　博　氏	元大田原女子高等学校長
生涯学習分野の知識を有する者	鈴木久美子　氏	小山市社会教育委員
小学生、中学生又は高校生の保護者	揚石　哲司　氏	栃木県ＰＴＡ連合会顧問

5　議会への提出及び公表

県議会に報告書を提出(令和８(2026)年９月)するとともに、教育委員会のホームページ「栃木県教育委員会　とちぎの教育」に掲載し、公表する。

https://www.pref.tochigi.lg.jp/kyouiku/kyouikugyousei/kyouikuiinkai/index.html

「とちぎ教育ビジョン(2026 - 2030)」の施策体系

施策体系	5つの基本目標、10の基本施策、32の主な取組

基本目標		基本施策		主な取組			
Ⅰ	誰もが安全に安心して学べる学校をつくる	1	学校安全の徹底・充実	学校における安全管理体制の強化	教職員の資質・能力の向上	安全教育の充実	
		2	児童・生徒指導の充実	発達支持的生徒指導の充実	教育相談・支援体制の充実	児童・生徒指導上の諸課題への対応	
Ⅱ	ともに幸せや生きがいを感じる社会を創る力を育む	3	多様なニーズに対応した教育の充実	インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の充実	不登校に関する総合的な取組の推進	日本語指導が必要な外国人児童生徒等への指導・支援の充実	学齢期に十分な教育を受けられなかった方への多様な学びの機会の確保
		4	人権尊重の精神を育む教育の充実	自他を大切にする共生社会の実現に向けた教育の推進	指導者の人権意識の高揚と指導力の向上	人権に関する学習や啓発の充実	
Ⅲ	新たな価値を創造する力を育む	5	これからの時代に求められる資質・能力の育成	学びや生活の基盤を育む幼児教育の充実	確かな学びを育む教育の充実	豊かな心を育む教育の充実	健やかな体を育む教育の充実
		6	持続可能な社会の創り手として学び続ける人材の育成	キャリア教育・職業教育の充実	質の高い探究的な学びの充実	より高度な世界・広い世界につながる機会の充実	
Ⅳ	ふるさとの未来を担う力を育む	7	学校・家庭・地域が連携し、ともに学び合う機会の充実	ふれあい学習の推進と家庭教育への支援	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進	学校部活動の地域展開に向けた取組の推進	
		8	ふるさとを愛し、生涯学び続ける人材の育成	ふるさとを学ぶ機会の充実	生涯にわたり学び続ける機会の充実		
Ⅴ	未来を見据えた質の高い教育環境をつくる	9	教育DXの推進	デジタル人材の育成に向けた教育の充実	デジタル学習基盤を効果的に活用した授業等の充実	校務DXの推進	
		10	学校の魅力化・特色化の推進	魅力ある県立高校づくり	教職員の資質・能力向上と学校の指導・運営体制充実の一体的推進	公立学校の施設整備	私学教育の振興

Ⅱ　教育に関する事務の執行状況の点検及び評価

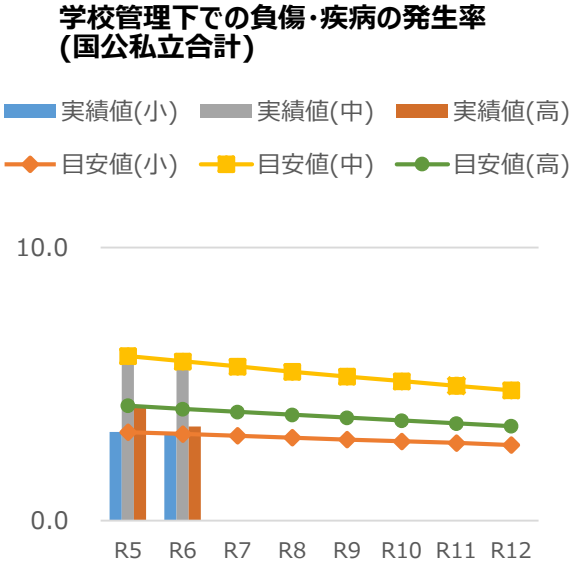
基本目標Ⅰ　誰もが安全に安心して学べる学校をつくる

基本施策１　学校安全の徹底・充実

学校安全を推進する校内体制の整備・充実を図るとともに、教職員の資質・能力を向上させることにより、こどもたちが安心して学校生活を送り、将来の夢や希望の実現に向かって学べるよう、学校を「みんなが安心して学べる」場所にします。

推進指標	学校管理下での負傷・疾病の発生率(国公私立合計) 〔災害共済給付状況(独立行政法人日本スポーツ振興センター)〕

	基準値 R５ (2023)	R６ (2024)	R7 (2025)	R８ (2026)	R９ (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	目標値 R12 (2030)
目安値 (%)	小：3.24 中：6.03 高：4.21	小：3.17 中：5.83 高：4.09	小：3.10 中：5.64 高：3.98	小：3.03 中：5.45 高：3.87	小：2.96 中：5.27 高：3.77	小：2.90 中：5.10 高：3.66	小：2.84 中：4.93 高：3.56	小：2.77 中：4.77 高：3.46
実績値 (%)		小：3.16 中：5.97 高：3.44	R９.３月 公表予定					
達成見込		小：　A 中：　E 高：　A	―					
全国順位	小：４位 中：３位 高：２位	小：５位 中：６位 高：１位	―					



(1) 学校における安全管理体制の強化

① 危機管理マニュアルを活用した校内体制整備の推進

取組状況と成果(◎)・課題(●) ・課題への対応(○)

◎ 各学校における危機管理マニュアルの点検体制づくりを支援するとともに、指導主事による学校訪問を通じて危機管理体制や安全確保対策を確認し、学校安全及び危機管理に関する組織体制の強化を図った。

● 全ての教職員が危機管理マニュアル等を活用し、事故の未然防止と適切な事故対応ができる体制の強化が必要である。

→○ 引き続き、学校安全及び危機管理に関する組織体制の強化を推進するとともに、研修等を通じて教職員の資質・能力の向上を図る。

◎ 「栃木県立学校における盗撮防止等ガイドライン」を令和７(2025)年12月に策定し、盗撮の未然防止及び児童生徒・教職員等のプライバシーと安全の確保に努めた。また、盗撮発覚後の被害者保護、被害拡大防止、再発防止に向けた対応を整理した。各校は、点検票に基づく不審物の確認、教職員研修、児童生徒への指導等を実施し、盗撮を許さない環境づくりに取り組んだ。

● 盗撮事案の発生が認められたことから、盗撮の未然防止に向けた取組をさらに徹底する必要がある。

→○ 盗撮の撲滅に向け、ガイドラインの内容や各校の取組状況を検証し、必要に応じて見直すとともに、盗撮カメラ探知機を活用した点検を計画的に実施し、点検体制の実効性を高める。

② 学校・家庭・地域の連携・協力体制整備の推進

取組状況と成果(◎)・課題(●) ・課題への対応(○)

◎ 通学路の見守り活動や警察等と連携した交通安全指導等を推進することで、登下校時における児童生徒の安全確保体制の強化を図った。また、地域や関係機関と連携した訓練等を実施し、地域の災害リスクを踏まえた防災教育を推進した。

● 最新の防犯対策等を踏まえ、通学路の見守り活動等にかかわる人材の育成を図る必要がある。

→○ 引き続き、警察等と連携した講習会の開催等を通じて、通学路の見守り活動等にかかわる人材の育成を図る。

● 最新の知見等を有する関係機関等と連携し、効果的な交通安全教育を推進する必要がある。

→○ 引き続き、警察、交通関係団体、県の関係部局等と連携した交通安全教育を推進する。

(2) 教職員の資質・能力の向上

① 学校安全研修の充実

取組状況と成果(◎)・課題(●) ・課題への対応(○)

◎ 学校安全に関する研修を実施し、管理職等の安全管理・危機管理に係る指示・判断力の向上と、学校安全の中核を担う教員の安全教育に関する専門性の向上を図り、児童生徒の危険予測・回避能力を育成する取組を充実させることで、学校全体における安全教育を推進した。

◎ 各学校で実施する危機管理研修について、研修資料の作成等を支援し、防犯対策や危険箇所の確認、緊急時対応の徹底を図ることで、教職員の危機対応能力の向上に取り組んだ。

● 学校安全に関する研修については、最新の知見を取り入れ、より効果的・効率的に実施する必要がある。

→○ 引き続き、関係機関や専門家等の知見を活用した研修を実施するとともに、見逃し配信等を含む多様な受講方法を検討し、受講機会の拡大や研修内容の共有促進を図る。

② 教職員の服務規律確保の徹底

取組状況と成果(◎)・課題(●) ・課題への対応(○)

◎「教職員不祥事ゼロ」を目指し、教職員一人一人が教育に携わる者としての使命を自覚し、法令遵守はもとより、職務を正しく理解し、高い倫理観をもって行動するよう、服務規律の確保に関する通知を年3回発出した。

市町教育委員会と連携し、各学校における不祥事防止研修と併せて、学校全体での取組の徹底を図った。研修では、各学校が独自にテーマを設定し、教職員が教育公務員としての職責を自覚し、不祥事防止を自らの課題として捉えられるよう意識付けを行った。

◎ SNS を通じた教職員と児童生徒との私的なやり取りの禁止や、「栃木県立学校における盗撮防止等ガイドライン」の策定により、児童生徒への性暴力被害防止に向けた取組を推進した。

● 不祥事の撲滅には至っていないことから、市町教育委員会と連携し、服務規律の確保を一層徹底する必要がある。

→○ 教職員への指導・研修の強化に向け、令和7(2025)年9月に発出した「不祥事の未然防止に向けた校内体制の整備について」の趣旨・内容の継続的な周知を図る。また、市町教育委員会や学校の要請に応じた研修支援、県警による出前講座、コンプライアンスチェック結果の活用を推進する。

○ 特定免許状失効者等データベースの活用を進めるとともに、こども性暴力防止法（日本版 DBS）への対応を推進する。

(3) 安全教育の充実

○ 地域や関係機関との連携による安全教育の充実

取組状況と成果(◎)・課題(●) ・課題への対応(○)

◎ 地域や関係機関と連携した訓練等を通じて、地域の災害リスクを踏まえた安全教育を推進し、児童生徒が自ら適切に判断し、主体的に行動する力の育成を図った。

● 地域の災害リスクに応じた防災教育の充実に向け、モデル事業を県内各地域で実施するとともに、その成果や地域・関係機関と連携した訓練等の取組事例を広く周知し、他地域への展開を図る必要がある。

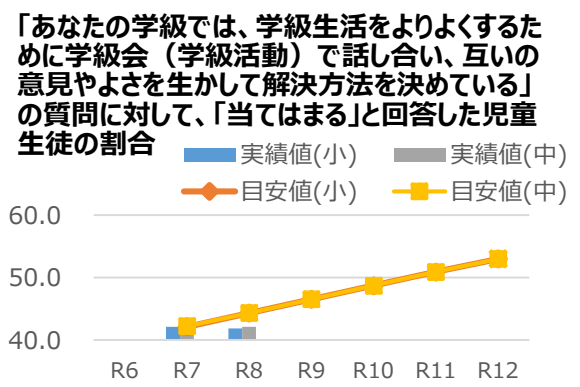
→○ モデル事業を契機に、他の地域においても実践的な防災教育の取組が広がるよう、県内各地域で順次事業を実施するとともに、取組内容をパンフレットや県教育研究発表大会等を通じて広く周知する。

基本施策２　児童・生徒指導の充実

組織的な支援体制を構築し、児童・生徒指導上の諸課題への対応のみならず、児童生徒が自ら成長や発達していくことを支える取組等の充実により、一人一人が大切にされ、誰もが安心して学べる学校づくりを進めます。

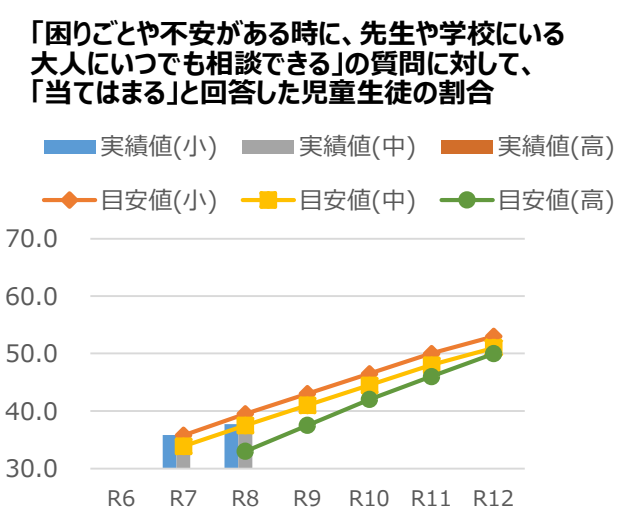
推進指標：「あなたの学級では、学級生活をよりよくするために学級会（学級活動）で話し合い、互いの意見やよさを生かして解決方法を決めている」の質問に対して、「当てはまる」と回答した児童生徒の割合
〔全国学力・学習状況調査(文部科学省)〕

	基準値 R７ (2025)		R８ (2026)	R９ (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	目標値 R12 (2030)
目安値 (%)	小：42.1 中：42.2		小：44.3 中：44.3	小：46.5 中：46.5	小：48.7 中：48.7	小：50.9 中：50.9	小：53 中：53
実績値 (%)			小：41.8 中：42.1				
達成見込			小：　E 中：　E				
全国順位	小：８位 中：３位		小：６位 中：５位				



推進指標：「困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できる」の質問に対して、「当てはまる」と回答した児童生徒の割合
小中：〔全国学力・学習状況調査(文部科学省)〕高：〔栃木県調査(栃木県教育委員会)〕

	基準値 R７ (2025)		R８ (2026)	R９ (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	目標値 R12 (2030)
目安値 (%)	小：35.8 中：33.9 高：　―		小：39.5 中：37.5 高：33.0	小：43.0 中：41.0 高：37.5	小：46.5 中：44.5 高：42.0	小：50.0 中：48.0 高：46.0	小：53 中：51 高：50
実績値 (%)			小：37.7 中：36.1 高：R９.３月				
達成見込			小：　D 中：　D 高：　―				
全国順位	小：９位 中：９位 高：―		小：５位 中：９位 高：―				



(1) 発達支持的生徒指導の充実

○ 学業指導の充実

取組状況と成果(◎)・課題(●) ・課題への対応(○)

◎ 「学業指導の充実」を栃木県児童・生徒指導の基本方針の努力点として掲げ、県内の学校における取組の推進を図った。各種研修会等において、「学業指導の充実に向けて」（令和７(2025)年３月改訂）を周知し、学業指導の充実に向けた理解促進に取り組んだ。

◎ 「学業指導応援チーム派遣事業」を、令和７(2025)年度は小学校・中学校・高等学校各１校、計３校で実施した。各学校に対する指導・助言を通じて、PDCA サイクルに基づく取組の実践を支援し、効果的な学業指導の推進につなげた。

● 学業指導については、今後とも全ての教職員に向けて周知する必要がある。また、「学業指導応援チーム派遣事業」実施校における取組状況や成果についても、全県的に波及させる必要がある。

→○ 初任者研修や教育相談担当者向け研修会等においても冊子の内容を周知し、全教職員への浸透を図る。また、「学業指導応援チーム派遣事業」実施校における好事例を共有し、各学校における学業指導の充実に向けた取組の普及を図る。

(2) 教育相談・支援体制の充実

① 教員の資質・能力の向上

取組状況と成果(◎)・課題(●) ・課題への対応(○)

◎ 中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の児童指導主任・生徒指導主事を対象に、支援体制充実研修を実施した。不登校やいじめ、暴力行為等への対応に関する講話や演習、自校の成果・課題を共有する研究協議を通して、児童生徒理解や組織的対応への理解を深めた。また、チーム支援の中核を担う教職員の調整力、発信力、実践力の向上を図った。

● いじめや不登校の未然防止・適切な対応のためには、生徒指導主事等だけでなく、全ての教職員の資質・能力向上が必要である。

→○ 令和８(2026)年度から、全校種の教職員を対象としたいじめ・不登校に関する専門研修を見直す。いじめに関する研修ではスクールロイヤーによる法的視点の講話を取り入れ、不登校に関する研修では事例を基に組織的な未然防止策を協議する。今後も、全ての教職員が専門性を高められるよう研修内容の充実を図る。

② スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとのさらなる連携強化

取組状況と成果(◎)・課題(●) ・課題への対応(○)

◎ スクールカウンセラーについては、中学校を拠点校とし、その学校区の小学校を対象校とする「拠点校方式」により、県内全ての公立小・中学校及び義務教育学校に配置するとともに、いじめや不登校等の課題を抱える児童生徒の早期発見・早期対応が特に必要な学校に対して、スクールカウンセラーの勤務時間を拡充することで、各学校区における教育相談体制の充実を図った。また、全ての県立高等学校にも配置し、相談体制の整備を進めた。

◎ 令和４(2022)年度から、児童指導主任、生徒指導主事及び教育相談係主任等を対象とした支援体制充実研修を実施し、学校における教育相談体制の充実を図った。

● スクールカウンセラーの専門性を十分に生かし、教育相談体制を一層充実させるためには、各学校の課題や年間計画を踏まえた校内研修の実施が不可欠である。そのため、スクールカウンセラーを活用した効果的な校内研修の実践事例を周知する必要がある。

→○ 各種研修等を通じて、スクールカウンセラーや教育相談担当者の資質・能力の向上を図るとともに、スクールカウンセラーによる校内研修の実践事例を共有し、各学校における教育相談体制の充実を図る。

◎ スクールソーシャルワーカーについては、宇都宮市を除く全ての中学校区及び県立学校５校に、拠点校方式により51人を配置し、福祉的な支援が必要な児童生徒及び保護者に対する支援体制の強化を図った。また、スクールソーシャルワーカー養成研修会を開催し、人材の継続的な確保に取り組んだ。

● １日に１中学校区へ対応できる配置を目標としているが、達成には至っていない。また、県立高校を担当するスクールソーシャルワーカーは４人であり、１人当たりの担当学校数が多いことから、十分な対応が困難な状況にある。さらに、県スーパーバイザーを招聘した地区別連絡会議等を開催し、県スクールソーシャルワーカーの資質・対応力の向上に向けた取組を充実させる必要がある。

→○ 各学校が、福祉的な支援が必要な児童生徒及び保護者に対し、福祉機関等と連携したきめ細かな支援を実施できるよう、スクールソーシャルワーカーの積極的な活用を推進するとともに、研修会等を通じて資質・対応力の向上を図る。

(3) 児童・生徒指導上の諸課題への対応

① 全ての教員の指導力向上

取組状況と成果(◎)・課題(●) ・課題への対応(○)

◎ 学校だけでは解決が困難な児童・生徒指導上の諸課題への適切な対応に向け、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置、スクールロイヤーによる法律相談等を通じて、教員が関係機関と連携しながら諸課題に対応する力の向上を図った。

◎ 各教育事務所の「いじめ・不登校等対策チーム」を活用し、各学校の組織的な対応体制を支援するとともに、教員に対する指導・助言を行うことで、児童・生徒指導上の諸課題に対応する教員の指導力の向上を図った。

● いじめにより深刻な被害を訴える事案が増加傾向にあることから、いじめ防止対策推進法等に沿った適切な対応を徹底する必要がある。

→○ 教職員を対象とした研修会の実施や教師用指導資料等の作成・周知を通じて、いじめ防止対策推進法等に沿った適切な対応について教職員の理解を深め、対応力の向上を図る。

● 児童生徒が受けている被害について、学校及びその設置者が見逃すことのないよう、児童生徒が声を上げやすい環境を整備する必要がある。

→○ 各学校に対し、学校内外における相談窓口の周知徹底について、引き続き指導・助言を行う。また、県教育委員会においては、「いじめ通報窓口」の周知に取り組み、いじめの早期発見・早期対応を推進する。

● SNS 利用をめぐる問題が重大な事案や社会的影響の大きい問題に発展することもあることから、SNS 利用に関する指導を徹底するとともに、緊急時に組織的に対応できる体制を整備する必要がある。

→○ 引き続き関係課が連携し、迅速かつ適切に対応していく。また、令和 7 (2025)年度に作成した教師用指導資料「SNS 時代の生徒指導ハンドブック」や文部科学省の資料等の活用を促進し、SNS 利用に関する指導の充実を図る。さらに、児童生徒が加害者、被害者、傍観者とならないよう、「生命（いのち）の安全教育」を推進し、安全・安心な学校環境の確保に努める。

② 家庭や地域、関係機関等との連携・協働の促進

取組状況と成果(◎)・課題(●) ・課題への対応(○)

◎ 教育委員会や学校だけでは対応が困難な課題に適切に対応するため、スクールソーシャルワーカー等の専門家の配置を工夫し、医療、福祉、警察等の関係機関と連携した支援の充実を図ったことにより、関係機関と連携した対応件数が増加した。

● 希死念慮を抱える児童生徒への支援や、自殺関連事案への対応に困難を抱える学校があることから、関係機関と連携した、より専門的な支援体制を整備する必要がある。

→○ 保健福祉部が実施する「栃木県こどもの心の危機対応支援チーム事業」の積極的な活用に向けて、各学校への周知を図るとともに、医療・福祉等の関係機関と連携した支援体制の充実を図る。

検討会議委員からの主な意見 (基本目標Ⅰ)

・危機管理マニュアルについては、常に変化していく社会の中で新たなリスクが発生する可能性があることを踏まえ、適切に対応できるよう継続的に見直し、検討する必要があることから、その旨を引き続き各学校へ知らせていただきたい。
・マニュアルに沿った適切な対応を行うとともに、保護者等の納得が得られる説明ができるよう、よりよいマニュアルの内容やその運用方法を検討していただきたい。
・困難な家庭環境で前向きに頑張っているこどもとスクールソーシャルワーカーが確実につながることができるよう、増員も含め人材の確保に取り組んでいただきたい。
・相談体制充実のため専門家が各学校に配置されているが、配置するだけでなくこどもたちが日常的に安心して相談できる雰囲気や関係性が学校全体で作られることが大切であることから、その支援をしていただきたい。

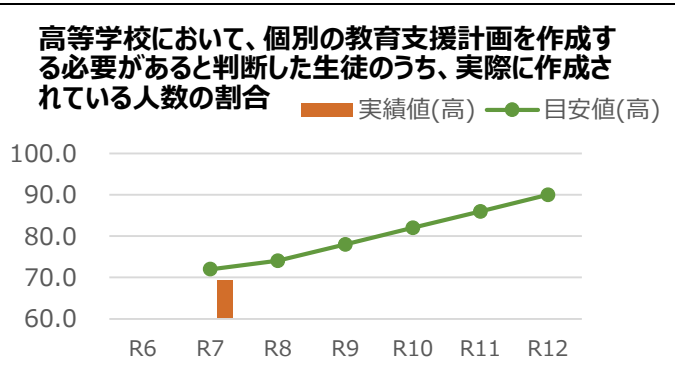
基本目標Ⅱ　ともに幸せや生きがいを感じる社会を創る力を育む

基本施策３　多様なニーズに対応した教育の充実

障害の有無や年齢、文化的・言語的背景等に関わらず、こども自らが自信を育むとともに周囲の人々と相互に支え合う関係を築き、誰もが本来持っている力を最大限発揮することができるよう、こどもの安心感を高める指導・支援の充実を図ります。

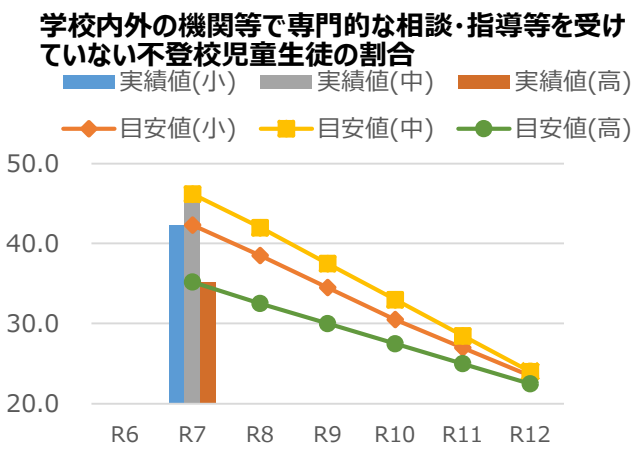
推進指標	高等学校において、個別の教育支援計画を作成する必要があると判断した生徒のうち、実際に作成されている人数の割合 〔高等学校における特別支援教育に関する実態調査(栃木県教育委員会)〕

	基準値 R６ (2024)	R７ (2025)	R８ (2026)	R９ (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	目標値 R12 (2030)
目安値 (%)	高：69.4	高：72.0	高：74.0	高：78.0	高：82.0	高：86.0	高：90
実績値 (%)		高：69.2					
達成見込		E					
全国順位	―	―					



推進指標	学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない不登校児童生徒の割合 〔児童生徒の問題行動・不登校生徒指導上の諸課題に関する調査(文部科学省)〕

	基準値 R６ (2024)	R７ (2025)	R８ (2026)	R９ (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	目標値 R12 (2030)
目安値 (%)	小：42.3 中：46.2 高：35.2	小：38.5 中：42.0 高：32.5	小：34.5 中：37.5 高：30.0	小：30.5 中：33.0 高：27.5	小：27.0 中：28.5 高：25.0	小：23.5 中：24.0 高：22.5	小：20 中：20 高：20
実績値 (%)		R８.11月 公表予定					
達成見込		―					
全国順位	―	―					



(1) インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の充実

① 全教員のこども理解の促進と実践的な指導力の向上

取組状況と成果(◎)・課題(●) ・課題への対応(○)

◎ 特別支援教育研究会（対象：小・中・高等学校教頭）において、児童生徒の安心感を高める指導・支援や全教員の特別支援教育に関する専門性向上の重要性を周知した。公立小、中、高等学校における校内研修実施率は、令和６(2024)年度に引き続き100%となった。

◎ 各種研修会や会議で専門的・実践的な知見を活用した事例を周知した。発達障害専門家チーム等派遣事業の活用件数は令和６(2024)年度から９件増、特別支援学校のセンター的機能充実事業は29件増となった。

◎ 高等学校特別支援教育コーディネーター（特支 Co）連絡協議会で特別支援教育に関する研修を実施した。個別の教育支援計画の作成が必要な生徒のうち、作成済みまたは作成予定の割合は85.9%（R7.12.1時点）となり、令和６(2024)年度から4.6ポイント増加した。

● 個別の教育支援計画について、本人・保護者の同意が得られない等の理由により、作成に至らない事例がある。

→○ 特別支援教育研究会及び特支 Co 連絡協議会において、個別の教育支援計画を活用した組織的な指導・支援の重要性を周知するとともに、教育的支援の必要性が高い児童生徒に対し、本人・保護者との合意形成を踏まえた計画作成を促進する。

○ 個々の教育的ニーズに応じた指導・支援や個別の教育支援計画作成に当たり、専門的・実践的な知見の活用を促進する。

◎ 特別支援学校１校と小学校１校を居住地校交流のモデル校に指定し、有識者を交えた推進委員会で組織的、計画的及び継続的な仕組みの構築を図り、障害のある児童とない児童が共に活動し、相互理解を深めることができた。

● モデル校における成果を全県的に波及させる必要がある。

→○ モデル校の成果（好事例）を指導資料にまとめ、各学校へ周知し活用を図る。

● 教科等のねらいの達成に向けた共同学習の充実や障害のある幼児児童生徒の主体的な参加、交流校間の打合せ時間の確保が課題である。

→○ 双方の児童生徒が相互理解を深め、主体的に教科等のねらいを達成できるよう、活動内容や支援方法の工夫を促進する。

○ リモートでの打合せや連携シートの活用等を推進する。

◎ 総合教育センターの基本研修で、全校種の教員を対象に、経験年数に応じたこども理解や分かりやすい授業づくりに関する研修を実施し、各学校の児童・生徒指導等に活用された。

◎ 全校種の新任特支 Co を対象に研修を実施し、役割や個別の教育支援計画の作成・活用への理解を深めるとともに、支援体制に関する情報交換を行った。

● 高等学校では、個別の教育支援計画の作成に難しさを感じる教員が依然として多い。

→○ 新任特支 Co 研修では、令和８(2026)年度から自校の事例を基に個別の指導計画の目標設定を行う演習を導入する。また、中学校・高等学校の合同協議を通して、卒業後の自立を見据えた支援の在り方への理解を深める。

② 就学前から学校卒業後までの一貫した支援体制の充実

取組状況と成果(◎)・課題(●) ・課題への対応(○)

◎ 特別支援教育研究会において、特別支援教育の方向性や障害の状態等に応じた一貫した指導・支援について情報共有を行った。個別の教育支援計画を作成した児童生徒のうち、小学校から中学校、中学校から高等学校への引継ぎ実施率は、９割以上を維持している。

● 幼児教育施設の教職員間で、特別支援教育に関する理解に差が見られる。

→○ 総合教育センター幼児教育部と連携した研修を実施し、特別支援教育の理念や具体的な支援の視点への理解を促進するとともに、関係機関と連携して適切な就学につなげる。

● 幼児教育施設から小学校、高等学校から進学先・就職先等への引継ぎが十分でなく、切れ目ない支援体制の構築が課題である。

→○ 幼児教育施設から小学校、高等学校から進学先・就職先等への円滑な接続に向け、関係機関との連携を強化し、計画的な引継ぎを推進する。

○ 宇都宮公共職業安定所及び栃木県障害者総合相談所と共催で「生徒・学生支援に関する連携調整会議」を実施し、高等学校から進学先への支援情報の引継ぎや学生支援の実際について理解を深め、卒業後を見据えた一貫した支援体制の充実を図る。

◎ 学校看護師コーディネーターによる各学校への巡回支援を実施し、安全な医療的ケアを行うための支援体制の充実を図った。

◎ 学校看護師による医療的ケアを実施し、各特別支援学校における校内外での安全な学習環境の整備を図った。

(2) 不登校に関する総合的な取組の推進

① 不登校の未然防止に向けた取組の充実

取組状況と成果(◎)・課題(●) ・課題への対応(○)

◎ 居心地向上実践研究事業では、研究協力校３校において学校風土に関する調査を行い、調査結果を活用した実践研究を行った。研究協力校では、調査結果をもとにソーシャルスキルトレーニングを計画的に実施したことで、児童が学んだ内容を学校生活で生かし、自信を育む様子が見られ、居心地のよい学校・学級の雰囲気づくりが推進された。

◎ 居場所と絆づくり実践研究事業では、指導主事を年３回派遣し、安心できる学校・教室づくりに関する研究を行った。生徒が主体的に学校生活へ参画し、学習意欲の向上が見られたほか、教員間の情報共有が進み、組織的な見取りと承認的な関わりの強化が図られた。

● 研究協力校の成果の全教職員への普及は十分とはいえない。不登校の未然防止に向けて、好事例を県内に広く共有し、各学校の実践につなげていく必要がある。

→○ 研究協力校に対しては、引き続き学校訪問やオンラインによる伴走支援を実施し、研究の深化を図る。また、研究発表大会等において取組の成果を発表し、全教職員への普及を図る。

○ 県教育支援センターにおいて、国立教育政策研究所と連携・協力し、県内全小・中・高等学校を対象に不登校に関する実態調査を実施する。また、先進事例の視察・研究等により不登校に関する調査研究を進め、未然防止に向けた取組を推進する。

② 不登校児童生徒への初期対応（早期発見・早期対応）の充実

取組状況と成果(◎)・課題(●) ・課題への対応(○)

◎ 校内教育支援センターへの学習指導員の配置を推進した。また、県内全ての公立小学校、中学校、義務教育学校及び県立高等学校にスクールカウンセラーを配置するとともに、10校を重点配置校として勤務時間を拡充し、不登校児童生徒への支援体制の充実を図った。

● 県及び市町の教育委員会・福祉関係機関、民間支援団体等が一堂に会し、不登校児童生徒や保護者への支援体制の構築に向けた協議会を新設した。各機関の強みを生かした支援体制の必要性について共通理解は進んだが、具体的な連携体制の構築には至っていない。

→○ 新たに設置した県教育支援センターを県の中核拠点として、引き続き協議会を開催するとともに、その成果を活用し、学校、 市町教育支援センター、医療機関、福祉部局、民間支援団体等、支援にかかわる多様な機関との連携体制の構築を推進する。また、同センターが連携のハブとなり、教育・福祉・医療の各分野をつなぐことで、不登校児童生徒及び保護者への包括的な支援体制の構築を図る。

③ 不登校児童生徒及び保護者への支援の充実

取組状況と成果(◎)・課題(●) ・課題への対応(○)

◎ 不登校児童生徒に対する経済的支援推進事業では、より多くの不登校児童生徒が市町教育支援センター等における体験活動等に参加できるよう、就学援助の認定を受けている世帯に加え、住民税非課税世帯も受給対象とした。

● 本事業を活用していない受給対象者がいることから、制度の更なる周知を図る必要がある。

→○ 受給対象となる家庭に必要な支援が届くよう、ホームページや SNS 等の更なる有効活用を図る。

◎ 不登校児童生徒に対する支援連絡協議会において、個々の状況に応じた効果的な支援の在り方について協議し、学校、各市町の教育支援センター及び教育委員会の連携による、不登校児童生徒へのきめ細かな支援の充実を図った。

● 不登校児童生徒及び保護者への支援を行っているが、不登校児童生徒の約４割が専門的な機関での相談につながっていない状況にある（「不登校に関する保護者の支援ニーズ等に関する調査」（令和６(2024)年度実施）より）。

→○ 県教育支援センターに専任の心理と福祉の専門家を配置し、来所やオンラインでの相談、メタバース空間を活用した支援を実施する。また、保護者を対象に講演会、相談会、交流会の実施や、多様な学びの場及び相談窓口の周知を通じて支援の充実を図る。

● 関係機関が連携した不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援の充実を図ってきたが、不登校の要因は多様化・複雑化しており、専門機関等との広域的な連携体制の構築や、市町に対する支援の強化など、関係機関等と連携しながら総合的に取り組む必要がある。

→○ 市町教育支援センターや校内教育支援センターにおける支援の充実に向け、県教育支援センターの指導主事による訪問支援や支援メニューの提供等を実施し、児童生徒一人一人の状況に応じた質の高い支援を提供できる体制の整備を図る。

(3) 日本語指導が必要な外国人児童生徒への指導・支援の充実

① 日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対する指導体制の充実

取組状況と成果(◎)・課題(●) ・課題への対応(○)

◎ 「帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業」により、県立高等学校や市町に対し、日本語指導支援員等の配置や助成を行った。これにより、各学校における受入れ体制及び指導体制の整備が進み、外国人児童生徒等が学校生活や社会生活に早期に適応できるよう支援した。

● 小学校、中学校、高等学校の全ての段階において、日本語指導を必要とする帰国・外国人児童生徒等が増加していることから、各学校や地域の実態に応じた日本語指導支援員等の効果的活用を進める必要がある。

→○ 地域や各学校の現状と課題を把握するため、日本語指導を必要とする帰国・外国人児童生徒等の受入れ状況を調査し、日本語指導支援員等の更なる効果的活用に向けて取り組む。

○ 関係機関と連携し、各学校における帰国・外国人児童生徒等の受入れ体制の構築や指導・支援の在り方について研究協議会を開催し、教員の資質・能力の向上を図る。

② 日本語指導が必要な外国人児童生徒等の実態に応じた計画的な日本語指導の充実

取組状況と成果(◎)・課題(●) ・課題への対応(○)

◎ 日本語指導に携わる教員等を対象とした研究協議会を開催し、児童生徒の日本語の理解力や表現力を、対話を通して把握する手法に関する研修を実施した。参加者は、日本語指導が必要な外国人児童生徒等の日本語能力の発達段階を踏まえ、指導の段階を把握することの重要性について理解を深めた。

◎ 県立高等学校においては、日本語指導支援員の配置を拡充し、日本語指導を必要とする生徒の実態に応じた指導の充実を図った。

● 児童生徒とのやり取りを通して把握した日本語能力を、「特別の教育課程」の編成や「個別の指導計画」に適切に反映できるよう、指導の考え方や具体的な方法等について、教員への支援を充実させる必要がある。

● 日本語指導を必要とする児童生徒一人一人の実態に応じて、計画的かつ個別最適な日本語指導を一層充実させる必要がある。

→○ 当該児童生徒の日本語能力を把握し、指導に生かすための考え方や方法について、引き続き周知を図る。

○ 把握した日本語能力を「特別の教育課程」の編成や「個別の指導計画」に反映させるための具体的な取組を促進する。

○ 「帰国・外国人児童生徒教育研究協議会」において、情報共有及び研究協議を行い、児童生徒の実態に応じた計画的な日本語指導の充実を図る。

(4) 学齢期に十分な教育を受けられなかった方への多様な学びの機会の確保

① 夜間中学における学びの機会の充実

取組状況と成果(◎)・課題(●) ・課題への対応(○)

◎ 多様な背景をもつ生徒のニーズに対応するため、入学前の個別面談を通じて生徒の実態を把握し、柔軟な教育課程の編成を行った。

●10を超える国籍や幅広い年代の生徒が在籍しており、多様な学習ニーズに応じた継続的・安定的な学習支援体制の整備に課題がある。

→○ 個別支援計画の作成を進めるとともに、生徒一人一人の状況に応じた伴走支援を強化し、学習の継続につなげる。

○ 地域や支援団体等との連携を図り、学び直しを支援する体制づくりを進めるとともに、学齢期に十分な教育を受けられなかった方への多様な学びの機会の確保に努める。

② 多様な学びの場との連携・充実

取組状況と成果(◎)・課題(●) ・課題への対応(○)

◎ 夜間中学や社会教育施設など、学び直しを支える多様な学びの場とのネットワークを構築し、学齢期に十分な教育を受けられなかった方への教育機会の確保を進めた。

◎ 県内の多様な学びの場に関する情報を一元化したポータルサイト「とちまな」を県ホームページ内に開設し、学び直しを希望する方が必要な情報にアクセスしやすい環境を整備した。

● 関係機関から定期的に情報を収集・更新するための、継続的な情報共有体制の整備に課題がある。

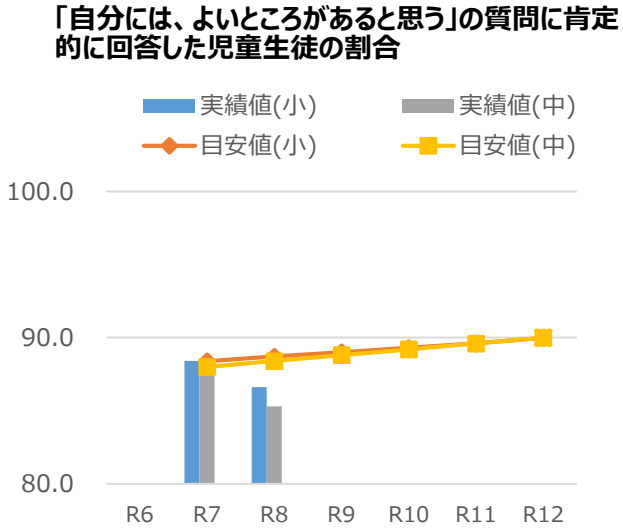
→○ 関係機関から定期的に情報提供を受けられるよう連絡体制を整備する。

基本施策４　人権尊重の精神を育む教育の充実

全ての人々が人権の享有主体であり、互いの人権を尊重することの重要性を正しく理解するとともに、多様性や包摂性が確保された共生社会を実現するため、「人権教育推進の手引」や各指導資料等を活用しながら人権教育の一層の充実を図ります。

推進指標	「自分には、よいところがあると思う」の質問に肯定的に回答した児童生徒の割合 〔全国学力・学習状況調査(文部科学省)〕

	基準値 R７ (2025)		R８ (2026)	R９ (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	目標値 R12 (2030)
目安値 (%)	小：88.4 中：88.0		小：88.7 中：88.4	小：89.0 中：88.8	小：89.3 中：89.2	小：89.6 中：89.6	小：90 中：90
実績値 (%)			小：86.6 中：85.3				
達成見込			小：　E 中：　E				
全国順位	小：８位 中：４位		小：10位 中：11位				



(1) 自他を大切にする共生社会の実現に向けた教育の推進

① 多様性や包摂性が確保された社会の実現に向けた理解促進

取組状況と成果(◎)・課題(●) ・課題への対応(○)

◎ 教育行政担当者や教職員等を対象として、様々な人権問題に関する研修会や講座等を実施し、「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」（令和７(2025)年６月６日）に示された人権教育の理念や目的を確認することで、参加者の多様性に対する理解が促進された。

◎ 人権教育の実践事例を公開・周知することで、実践事例を有する学校数は年々増加（令和５(2023)年度は６校、令和６(2024)年度は15校、令和７(2025)年度は18校）しており、児童生徒の多様性を尊重する態度の育成に向けた学習を充実させる取組が促進された。

● 障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けては、人権教育の視点を踏まえたインクルーシブ教育システムの理念の実現に向けた取組を一層推進するとともに、障害者差別解消法等の趣旨を踏まえた合理的配慮の提供を一層充実させることが求められる。

→○ 知事部局と教育委員会事務局の関係者が参加する人権教育推進会議において、部局間の連携体制の強化を図るとともに、支援の充実に向けて協議や情報共有を継続的に行う。

② 国際化を踏まえた多文化共生への理解促進

取組状況と成果(◎)・課題(●) ・課題への対応(○)

◎ 人権に関するイラストについては、多様性や共生社会に関する題材が過去３年の平均で全体の約35%を占めており、意識の高さがうかがえる。また「人権に関する文集」を各学校等へ配付することで、人権意識の高揚を図るための学習や啓発の充実が図られた。

● 異文化を尊重する態度や、異なる習慣・文化を持つ人々と共に生きていく態度を育成するため、対話を通して人間関係を構築し、相互理解を深める力を育む教育の一層の推進に向けた支援の充実が必要である。

→○ 教育委員会事務局の関係者が参加する人権教育担当者連絡会議において、担当者間での共通理解を図るとともに、対話を通して人間関係を構築し、相互理解を深める力を育む教育の推進に向けた支援や連携体制について協議する。

(2) 指導者の人権意識の高揚と指導力の向上

① 指導者の人権意識の高揚

取組状況と成果(◎)・課題(●) ・課題への対応(○)

◎ 人権教育担当者等が学校や市町を訪問し、校内研修や公民館等における研修の充実が図られた。依頼件数（令和６(2024)年度は162回、令和７(2025)年度は208回）や参加者数（令和６(2024)年度は7,773名、令和７(2025)年度は9,433名）は年々増加しており、意識の高まりがうかがえた。

● 栃木県人権教育基本方針には、「すべての学校及びすべての地域」において積極的に人権教育の推進に努めることが示されているが、人権教育推進状況調査の結果から、その推進状況には校種間や地域間で差があることが明らかとなった。

→○ 人権教育主任研修会について、学校や地域の課題に即したものとなるよう工夫・改善し、参加者への支援を充実させることにより、各学校における教職員の人権意識の高揚を図ることで、全ての学校・地域における積極的な人権教育を推進する。

② 指導者の指導力の向上

取組状況と成果(◎)・課題(●) ・課題への対応(○)

◎ 児童生徒等に人権や人権問題について正しい理解を図ることを目的として、関係課所が協働で指導資料を作成し、県のホームページに公開した。授業実践事例や公民館等活用プログラム等、実践的な内容となっている。

● 人権教育推進状況調査の結果から、各学校における様々な人権問題を取り上げた授業の実施状況には、地域や学校間で差があることが明らかとなった。

→○ 各種研修会及び支援訪問等において、様々な人権問題を取り上げた授業に対する理解の確実な定着を図るとともに、指導の具体的な事例として指導資料を示すことにより、その理解に基づく実践へとつなげていく。

(3) 人権に関する学習や啓発の充実

取組状況と成果(◎)・課題(●) ・課題への対応(○)

◎ 人権教育の指導方法の改善に向けて研究学校を指定し、実践的な研究成果等を会議等で周知し、ホームページに公開したことにより、人権に関する学習や啓発の一助となった。また、研究成果リーフレットを作成し、保護者や地域への普及・啓発を行った。

● 「差別解消を図るための資質・能力」の育成に向けた学習の充実を図るためには、その基盤となる各学校での人権教育全体計画の適切な見直しが必要である。

→○ 各種研修会及び支援訪問等において、人権教育全体計画への「差別解消を図るための資質・能力」の位置付けや、点検・評価に基づく見直しについて周知・徹底を図り、「差別解消を図るための資質・能力」の育成に向けた学習内容の充実につなげていく。

検討会議委員からの主な意見　(基本目標Ⅱ)

・県教育支援センターのメタバース空間を活用した支援や保護者を対象とした講演会、相談会等については、必要としている人にきちんと届くような周知方法の工夫が必要である。支援の対象が明確に分かり「自分も利用できるんだ」と感じられるような周知をしていただきたい。

・人権教育を「すべての学校及びすべての地域」において推進するためには、人権に対する管理職の姿勢が重要であるため、より一層管理職への研修の充実をお願いしたい。

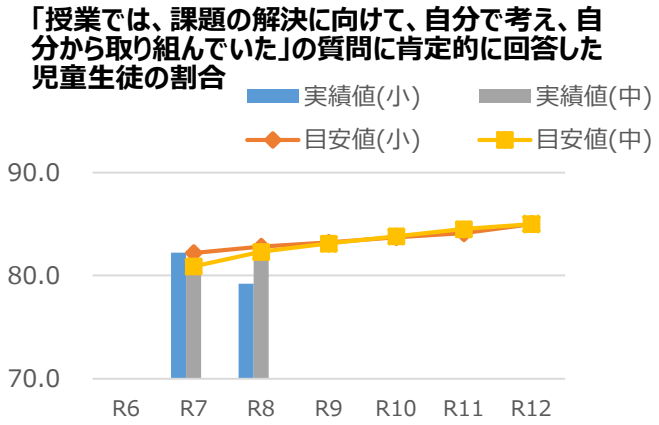
基本目標Ⅲ　新たな価値を創造する力を育む

基本施策５　これからの時代に求められる資質・能力の育成

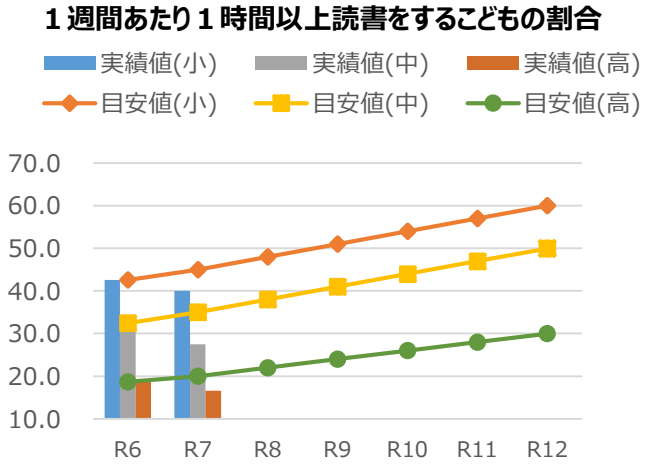
これからの時代を担うこどもたちが、社会において自立的に生きるために必要とされる「生きる力」の育成を目指し、こどもたちが自ら課題を発見し、多様な他者と協働しながら課題を解決する教育活動の充実を図ります。

推進指標	「授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいた」の質問に肯定的に回答した児童生徒の割合〔全国学力・学習状況調査(文部科学省)〕

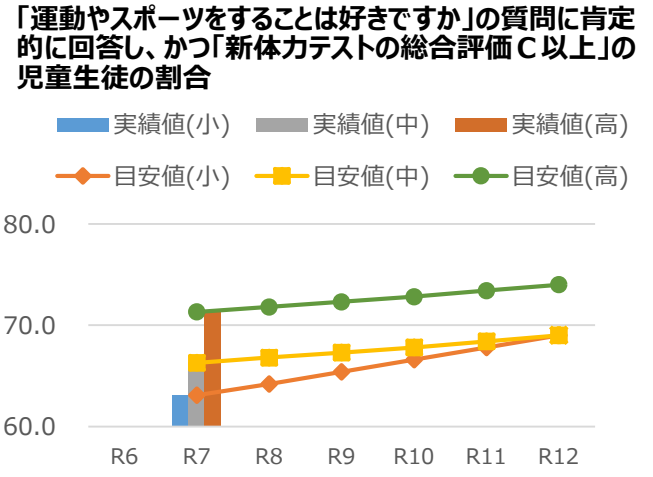
	基準値 R７ (2025)		R８ (2026)	R９ (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	目標値 R12 (2030)
目安値 (%)	小：82.2 中：80.9		小：82.8 中：82.3	小：83.2 中：83.1	小：83.7 中：83.8	小：84.1 中：84.5	小：85 中：85
実績値 (%)			小：79.2 中：82.5				
達成見込			小：　E 中：　A				
全国順位	小：10位 中：９位		小：11位 中：６位				



推進指標	１週間あたり１時間以上読書をすることもの割合 〔こどもの読書活動に関する実態調査(栃木県教育委員会)〕						
	基準値 R６ (2024)	R７ (2025)	R８ (2026)	R９ (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	目標値 R12 (2030)
目安値 (%)	小：42.6 中：32.5 高：18.7	小：45.0 中：35.0 高：20.0	小：48.0 中：38.0 高：22.0	小：51.0 中：41.0 高：24.0	小：54.0 中：44.0 高：26.0	小：57.0 中：47.0 高：28.0	小：60 中：50 高：30
実績値 (%)		小：40.0 中：27.5 高：16.6	R９.３月 公表予定				
達成見込		小：　E 中：　E 高：　E	—				
全国順位	—	—	—				



推進指標	「運動やスポーツをすることは好きですか」の質問に肯定的に回答し、かつ「新体力テストの総合評価Ｃ以上」の児童生徒の割合 〔栃木県児童生徒の体力、運動能力調査(栃木県教育委員会)〕						
	基準値 R７ 2025年		R８ 2026年	R９ 2027年	R10 2028年	R11 2029年	目標値 R12 2030年
目安値 (%)	小：63.1 中：66.3 高：71.3		小：64.2 中：66.8 高：71.8	小：65.4 中：67.3 高：72.3	小：66.6 中：67.8 高：72.8	小：67.8 中：68.4 高：73.4	小：69 中：69 高：74
実績値 (%)			R８.12月 公表予定				
達成見込			—				
全国順位	—		—				



(1) 学びや生活の基盤を育む幼児教育の充実

取組状況と成果(◎)・課題(●) ・課題への対応(○)

◎ 令和２(2020)～７(2025)年度の「とちぎの幼小カリキュラム接続プロジェクト」により、県内 25 市町で幼小連携体制が整備され、架け橋期の教育の重要性が教職員間に浸透した。

◎ 基本研修で「こども主体の保育」を推進した結果、「こども主体」の視点からカリキュラムを見直す園が増加している。

● 架け橋期の教育の重要性は共有されているものの、幼児期の学びを小学校教育へつなぐ具体的な実践方法に戸惑う教職員が多い。

→○ 「架け橋期の教育の充実推進事業」によりモデル地域を指定し、架け橋期のカリキュラム作成を通して、発達に応じた保育・授業の在り方の普及を図る。

○ 「架け橋期コーディネーター育成研修」により、架け橋期の教育を推進・発信できる人材を育成し、市町の合同研修等での活用を図る。

○ 往還型研修を通して受講者の実践的な学びを深め、教育実践の振返りと課題解決を促進する。

(2) 確かな学びを育む教育の充実

① 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進

取組状況と成果(◎)・課題(●) ・課題への対応(○)

◎ 小・中学校では、多くの授業で児童生徒が学習の見通しをもち、学習内容を振り返る場面が設定されている。また、他者との対話を通して、自分の考えを広げたり深めたりする場面が取り入れられている。

● 内容や時間のまとまりの見通しをもち資質・能力を育成するための単元計画を立てることに課題がある。特に、単元の評価規準の設定に困難を感じている教員が多い。

→○ 単元等のまとまりの中で効果的に資質・能力を育成する指導の在り方や、評価規準の適切な設定に資する資料を作成・発行する。

◎ 高等学校では、令和４(2022)年度から令和７(2025)年度まで毎年実施した「高等学校教育課程研究協議会」において、年間指導計画の工夫や評価計画、ICT の効果的な活用方法等に関する実践上の工夫や課題について共有と研究協議を行い、教員の指導力向上を図った。その際、参加教員から提出された研究協議資料により、授業改善の達成状況や課題を指導主事が把握し、協議会の内容に反映してきた。令和７(2025)年度に全ての教員の参加が完了し、現行の学習指導要領の趣旨が広く浸透した。

● 令和８(2026)年度は研究協議会を実施しない予定であるため、更なる授業改善に向けた取組を各学校が主体的に推進する必要がある。

→○ 指導主事が各校を訪問して授業改善への支援等を行う Update meeting を活用し、各学校においてミドルリーダーとしての役割が期待される教員を対象に、他の教員の授業改善を支援する視点の育成を図る。

◎ 特別支援学校では、令和７(2025)年度特別支援学校教育課程研究集会において、自立活動における幼児児童生徒の主体的な取組を促す指導等や、個に応じた効果的な指導と評価の在り方について、令和２年度から６年間にわたり各特別支援学校で取り組んだ成果発表を行い好事例の共有を図った結果、各特別支援学校において教員間における授業改善に向けた組織的な体制の構築など教育課程の改善・充実につながった。

● モデル校２校の調査研究における取組の共有等を通して、全特別支援学校においてカリキュラム・マネジメントの一層の充実を図る必要がある。

→○ 令和８(2026)年度も同モデル校２校による調査研究を継続して実施するとともに、その研究成果を指導資料として取りまとめ、全特別支援学校で活用できるようにする。

② 確かな学力の育成

取組状況と成果(◎)・課題(●) ・課題への対応(○)

◎ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、学力向上コーディネーターの派遣や学力向上推進リーダーの配置により、学校の実態や教師の経験等に応じた支援を行った。また、とちまる学力向上プログラムについて、各学校に対する説明会や「CBT とちまるチェック」の事前検証等を実施し、教師の授業改善や児童生徒の主体的な学習を推進するプログラムの趣旨について浸透を図ることができた。

● 本プログラムを効果的に活用し、各学校における学力向上に向けた組織的かつ実効性のある取組を展開していく必要がある。

→○ 組織的な取組を通して成果を上げている好事例を共有するとともに、授業改善や学習改善の充実に向けて、「CBT とちまるチェック」の対象学年や教科の拡充について検討していく。

◎ 英語教育強化事業において、学習者用デジタル教科書や AI アプリを活用したことにより、児童生徒が英語を使用する機会が充実し、英語によるコミュニケーションへの意欲の向上が見られた。

● 全国学力・学習状況調査において、「話すこと」及び「書くこと」の技能は、「聞くこと」及び「読むこと」と比較して正答率が低く、全国平均を下回っていることから、これらの技能の育成に課題がある。

→○ モデル校において、学習者用デジタル教科書の機能を生かした授業づくりや、AI アプリの活用による発話機会の充実についての研究を深め、その成果を授業公開や研究発表を通して広く周知していく。

◎ 管理職対象の事業説明では、学習習熟度別指導等による個に応じた指導、不登校・病気療養生徒への遠隔授業や外国人・帰国生徒への日本語指導支援による学習機会の保障等について働きかけを行ってきた。その結果、病気療養生徒へのオンライン授業等が各校で実施されるなど、生徒一人一人の能力・適性に応じた教育についての理解が浸透してきている。

● 個に応じた指導について、ICT 環境の不十分さや対応する教員の負担増加により、検討段階にとどまり実施に至らない事例が見られるほか、一部の授業や特定の教員による取組に限られ、学校全体として組織的に展開されていない状況がある。

→○ 「主幹教諭・教務主任連絡協議会」の研究協議題に位置付け、県教育委員会として実施状況や課題を把握するとともに、実践校の好事例を共有し、その成果の普及を図る。

(3) 豊かな心を育む教育の充実

① 学校の教育活動全体を通じた道徳教育の充実

取組状況と成果(◎)・課題(●) ・課題への対応(○)

◎ 「考え、議論する道徳」の質的向上を目指し、道徳教育応援チーム派遣事業を通じた指導・助言や研究指定校における取組成果の周知等により、各学校における道徳教育の推進が図られた。

● 「考え、議論する道徳」への転換や質的な充実については、児童生徒が自己の生き方について考えを深めることができる授業実践となるよう、一層の改善を図る必要がある。

→○ 新任道徳教育推進教師を対象とした研修会の充実や、指導資料の見直し・デジタル化を図るなど、各学校における道徳教育の質的転換に向けた取組を支援する。

◎ 高等学校に対し、高等学校学習指導要領解説総則編に示された道徳教育の「基本的把握事項」や「具体的計画事項」を周知し、各校がこれらを踏まえた全体計画を作成した。

● 高等学校における道徳教育については、作成された全体計画に基づき、学校の教育活動全体を通じて組織的かつ計画的に推進する必要がある。

→○ 公民科の「公共」「倫理」、特別活動、「総合的な探究の時間」を道徳教育の中核的な指導の場面として位置付け、その充実を通して道徳教育を推進するよう周知する。

② 読書活動の推進

取組状況と成果(◎)・課題(●) ・課題への対応(○)

◎ 読書活動関係者等を対象にフォーラムを開催し、中高生の読書活動の特徴や学校図書館の役割について学ぶ機会を提供することで、こどもと本をつなぐ取組への関係者の意識の向上が図られた。(参加者 79 名)

◎ 読書コンシェルジュ育成研修を実施し、読書活動を推進するための知識や技能を身に付けた高校生 27 名を「読書コンシェルジュ」に任命したことにより、所属校において高校生の視点に立った読書活動の展開が図られた。

● １週間当たり１時間以上読書をするこどもの割合は、小・中・高等学校の全ての校種において減少している。

→○ 令和６(2024)年３月に策定した栃木県読書活動推進計画に基づき、公立図書館と学校との連携強化や、SNS 等を活用した周知・啓発の充実を図る。

○ 高校生の読書への関心を高めるため、「ビブリオバトル」や「伝えよう！本の魅力コンテスト」等の事業を開催するとともに、関係者への周知を一層強化する。

○ 各学校における読書コンシェルジュの活動を支援し、ビブリオバトルの実施や手作りポップによるおすすめの本の紹介など、高校生の読書活動への関心を高めるための取組の充実を図る。

(4) 健やかな体を育む教育の充実

① 豊かなスポーツライフの実現に向けた体育活動の充実

取組状況と成果(◎)・課題(●) ・課題への対応(○)

◎ 体育担当教員や指導主事を対象に講習会等を開催し、教科体育の指導力向上と資質向上を図った。

◎ 児童生徒の運動への興味・関心の向上や、教員・保護者等の理解促進を目的に、WEB サイト「とちぎっ子体力雷ジングひろば」を運営した。周知活動の結果、児童生徒・保護者の運動への関心向上や、教員等の運動指導におけるスキルの向上につながった。

● WEB サイトは、運動促進に一定の効果が認められるものの、学校間で活用状況に差が見られる。

→○ 活用実績の高い学校を対象に、「運動への意欲」や「体力合計点」の変化等を調査・分析し、サイト活用の効果を検証するとともに、活用促進を図る。

◎ 運動部活動の充実に向け、運動部活動指導者研修会等を開催し、教員等の資質向上を図るとともに、部活動指導員の活用を推進した。

● 部活動指導員の確保が困難な学校が見られる。

→○ マッチング機能の強化等により、人材バンクを充実させ、部活動指導員を確保できない学校への人材を紹介できるよう努める。

② 健康的な生活習慣の確立に向けた学校保健、学校給食・食育の充実

取組状況と成果(◎)・課題(●) ・課題への対応(○)

◎ 保健主事や養護教諭を対象とした研修会において、現代的な健康課題の現状や学校が組織的に取り組むことの重要性を説明したことにより、児童生徒の健康に関する正しい知識の習得につながった。

◎ 栄養教諭等を対象とした研修会において、栄養管理や衛生管理の重要性について説明するとともに、衛生管理指導者を学校に派遣して指導・助言を行ったことにより、安全な給食の提供を推進した。

◎ 食育の充実に向け、専門家を学校に派遣して食生活等の重要性について助言を行うとともに、食育ポスターコンクールを実施したことにより、児童生徒の食育に関する意識の向上が図られた。

● 各学校において開催している「学校保健委員会」は、健康課題への組織的な対応を協議するため、年に 2 回程度の開催が望ましいが、各学校の行事等との調整により開催回数が減少している。また、学校健診の報告にとどまり、十分な協議が行われていない学校も見られる。

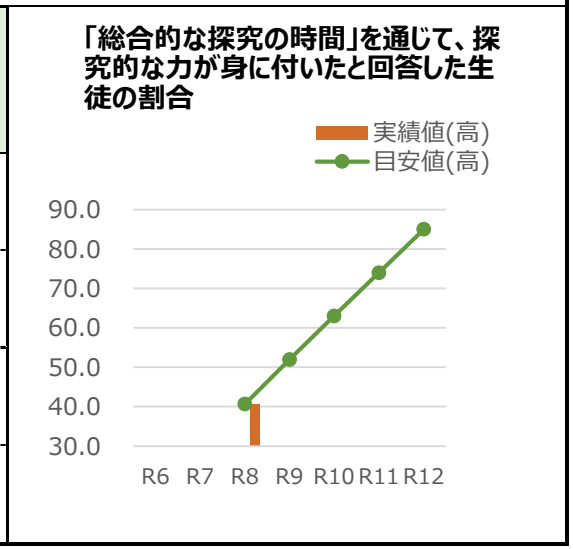
→○ 「学校保健委員会」の活性化に向け、保健主事や養護教諭を対象とした研修会において、運営や内容の工夫、児童生徒・専門家等の参加促進、課題解決に向けたマネジメントサイクルの強化及び複数回開催の必要性等を周知する。

基本施策６　持続可能な社会の創り手として学び続ける人材の育成

児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と対話をしながら問題を発見・解決できる、「持続可能な社会の創り手」として学び続ける人材を育成します。

推進指標	「総合的な探究の時間」を通じて、次の探究的な力が身に付いたと回答した生徒の割合 ・興味関心のあるテーマから問いを立てる力 ・必要な情報を適切に収集する力 ・試行錯誤しながらアイデアや解決策を生み出す力 ・多様な人たちと協力して活動する力 〔栃木県調査(栃木県教育委員会)〕

	基準値 R７ (2025)		R８ (2026)	R９ (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	目標値 R12 (2030)
目安値 (%)	高：―		高：40.7	高：52.0	高：63.0	高：74.0	高：85
実績値 (%)							
達成見込			―				
全国順位	―		―				



(1) キャリア教育・職業教育の充実

取組状況と成果(◎)・課題(●) ・課題への対応(○)

◎ キャリア形成支援事業やインターンシップ推進事業の実施を通じて、生徒の社会的・職業的自立に向けて必要となる資質・能力の育成を図ってきた。実施校では、各校の実態に応じた職場体験等を主体的に企画できるようになった。

● 令和７(2025)年度の普通科におけるインターンシップ実施校は11校にとどまっており、インターンシップを通じて身に付く資質・能力等について、普通科高等学校全校への更なる周知が必要である。

→○ 今年度、普通科高等学校の実施率向上に向けてインターンシップ推進事業を見直し、従来の職業体験型に加え、仕事を通じて社会の課題や自己を見つめる探究型インターンシップを新たに導入する。

◎ キャリア教育の充実に向け、「中学校進路指導主事研究協議会」を開催し、キャリア教育及び進路指導等に関する情報共有を図るとともに、特別活動を要とした教育活動全体での取組の重要性について理解の深化を図ってきた。

● 中学校におけるキャリア教育の指導体制が十分に整備されていないことから、全教職員の協力の下、組織的かつ計画的な指導を実践できる校内推進体制を整える必要がある。

→○ 中学校進路指導主事研究協議会の内容を工夫し、進路指導主事やキャリア教育担当者が中心となって、校内推進体制の充実を図ることができるよう支援する。

(2) 質の高い探究的な学びの充実

取組状況と成果(◎)・課題(●) ・課題への対応(○)

◎ 総合的な学習の時間においては、学校訪問等による指導・助言により、各学校における形式的な探究活動に改善が図られ、児童生徒が興味・関心に応じた学びに取り組むことができるようになった。

● 総合的な学習の時間においては、児童生徒が探究の過程を意識し、主体的に学習に取り組むことに課題がある。

→○ 児童生徒が充実した探究活動を行うことができるよう、「総合的な学習の時間応援チーム派遣事業」を通じて、指導の在り方や年間指導計画等の見直しについて支援する。

◎ STEAM 教育推進事業では、高等学校全校を対象に教員研修及び実践支援を実施し、STEAM 教育の視点を取り入れた授業改善や探究的な学びの充実を進めた。

◎ 全県立高等学校が参加する探究フォーラムを開催し、県全体で探究学習への意識の醸成を図った。生徒は他校の多様な視点による研究に触れ、探究的な学びの意義を実感した。

● 高等学校間で探究学習の取組に差が見られるほか、調べ学習にとどまる事例もある。研究の深化や、研究成果の社会への提案・政策提言につなげるには、教員の更なる資質向上や、地域・企業等との連携強化が必要である。

→○ STEAM 教育に係る教員研修をより実践的なものとする。また、高等学校教育改革促進事業で配置する、学校と外部機関との連携調整担当者や専門分野に精通したアドバイザーを活用し、取組を充実させる。

(3) より高度な世界・広い世界につながる機会の充実

取組状況と成果(◎)・課題(●) ・課題への対応(○)

◎ 留学支援事業において、県立学校に在籍する生徒への留学費用補助や、留学に関する情報提供、指導・助言を実施し、生徒の語学力向上とグローバルな視点の育成を支援した。

◎ 海外からの研修旅行生の受入れのあっせんや、県内高等学校と海外との交流事業の支援等を行った。その結果、留学や海外とのオンライン交流・研修等を実施した高等学校の割合は、過年度比で12.0%上昇した。

◎ グローバル社会で活躍できる人材の育成に向け、研究指定校を設けた。研究指定校は、英語による探究特別講座や言語活動の充実に向けた教員研修を実施するとともに、成果を周知した。探究特別講座には第１学年生徒282名が参加し、事後アンケートでは、英語で考え話すことに興味や自信を持つ生徒が約１割増加した。また、全４回実施した教員研修には、延べ約170名が参加し、英語の授業における言語活動を意識した授業改善が進んだ。

◎ エネルギー教育推進事業の実施により、市町に対して学校予算では購入が難しい実験器具等の整備を支援してきた。その結果、放射線量を測定する実験器具を用いた活動を取り入れるなど、実物を活用した授業が展開されるようになり、児童生徒の探究心の高まりが見られた。

● 小中学校及び義務教育学校においては、整備された実験器具が効果的に活用されていない事例も見られることから、児童生徒の資質・能力の育成につなげるため、具体的な指導実践の充実を図る必要がある。

→○ エネルギー教育推進事業の活用を促進するとともに、児童生徒の資質・能力の育成につながる活用事例等を示すことで、指導の充実を図る。

● 高等学校においては、整備する実験器具等や整備後の活用方法について、指定校間で十分な情報共有が行われていない。

→○ Teams のチャット機能等を活用し、各校担当者によるグループを構築するなど、学校間の情報共有を促進する。

◎ 高等学校 DX 加速化推進事業、高校生未来の職業人育成事業、スーパーサイエンスハイスクール採択校の管理・支援等により、大学や研究機関、民間企業等と連携した高大接続、専門人材による指導、インターンシップ等を強化し、生徒が高度な専門性を身に付ける学習機会が充実した。

● 大学や研究機関、民間企業等と連携した取組は一定の成果を上げているが、全県的かつ継続的な仕組みとして十分に確立されていないほか、外部人材の活用も単発的な傾向があり、教育活動全体への体系的な位置付けが課題となっている。

→○ 高校教育改革に賛同する県内外の企業や大学・高専、行政、金融機関等による「とちぎ未来共創コンセプト・パートナーシップ」を構築し、授業、探究活動、実習、教員研修等に継続的に参画する人材・技術バンクとしての基盤整備を進める。

検討会議委員からの主な意見　(基本目標Ⅲ)

・高校生読書コンシェルジュの取組は、読書推進に向けた生徒の主体的な活動であるだけでなく、生徒の進路意識にも好影響につながることもある有意義な取組であり、継続していただきたい。
・高校での探究学習を進めるに当たっては、各生徒が中学校段階でどのような探究的な学びを経験してきたのかを把握し、より効果的な指導がなされるよう助言していただきたい。

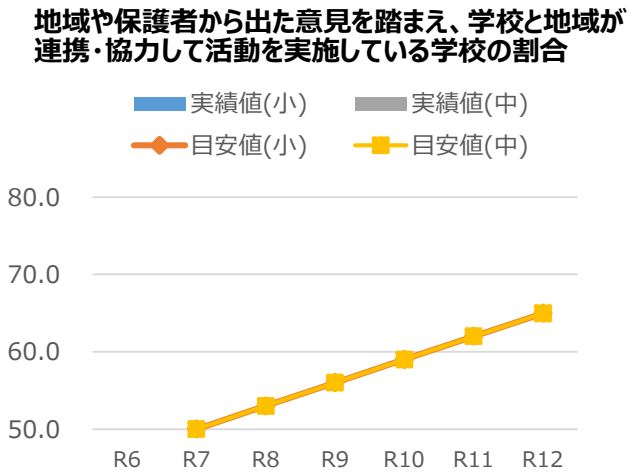
基本目標Ⅳ　ふるさとの未来を担う力を育む

基本施策７　学校・家庭・地域が連携し、ともに学び合う機会の充実

学校・家庭・地域が連携してこどもの自ら考えて行動する力や豊かな人間性などの生きる力を育むとともに、家庭教育支援の充実に向けた取組を推進します。また、将来にわたって継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するため、学校部活動の地域展開に向けた取組を推進します。

推進指標	地域や保護者から出た意見を踏まえ、学校と地域が連携・協力して活動を実施している学校の割合 〔地域学校協働活動に関する調査(栃木県教育委員会)〕

	基準値 R７ (2025)		R８ (2026)	R９ (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	目標値 R12 (2030)
目安値 (%)	小：50.0 中：50.0		小：53.0 中：53.0	小：56.0 中：56.0	小：59.0 中：59.0	小：62.0 中：62.0	小：65 中：65
実績値 (%)			R８.11月 公表予定				
達成見込			―				
全国順位	―		―				



(1) ふれあい学習の推進と家庭教育への支援

① ふれあい学習の推進

取組状況と成果(◎)・課題(●) ・課題への対応(○)

◎ 各教育事務所において、地域での体験・交流活動の関係者が集う実践交流会（ふれあい学習ネットワーク）を開催し、地域の教育力向上に向けた熟議や意見交換等を実施したことにより、関係者間のネットワーク形成が促進された。（参加者505名）

◎ ふれあい学習推進委員会において、公民館等の地域における身近な場所を核としたこどもを育む活動について協議を行い、人と人をつなぐ人材の育成や中・高・大学生の参画等、今後さらに「ふれあい学習」を推進するための方向性を見いだした。

● 「ふれあい学習」の推進に向け、市町や関係機関等との連携は進んできているものの、地域の課題に対応するためには、更なる多様な主体との連携が必要である。

→○ 「ふれあい学習」を一層推進するため、研修の充実により人と人をつなぐコーディネーター等の養成を図るとともに、中・高・大学生や企業など多様な主体へとつながりの範囲を広げ、各種取組を効果的かつ持続的なものとするための方策について、ふれあい学習推進委員会で協議していく。

② 学校・家庭・地域の連携・協力体制整備の推進

取組状況と成果(◎)・課題(●) ・課題への対応(○)

◎ 市町と連携し、家庭教育支援プログラム等を活用した家庭教育に関する学習機会を提供することで、参加した保護者の学びの支援を図った。（講座等の実施回数：計293回）

◎ 子育ての悩みをもつ保護者や、いじめなどの悩みを抱えるこどもを対象とした電話相談事業を実施し、相談者の悩みに共感的に寄り添い傾聴することで、心の安定が図られた。（相談件数：計1,693件）

◎ 家庭教育オピニオンリーダー研修や家庭教育支援プログラム指導者研修を実施し、相談活動を担う指導者の養成を行うことで、各市町等における家庭教育支援の充実が図られた。（養成者数：計42名）

● 人と人とのつながりの希薄化が進む中、子育ての悩みを抱えていても相談相手をもたず、家庭教育支援の講座等にも参加できない保護者がいる。

→○ 家庭教育支援推進委員会において、全県的な家庭教育支援活動の実施方針や広報方策等の検討、事業の検証・評価等を行う。

○ 地域人材による家庭教育支援チームの組織化や、個別の支援が必要な家庭に対する学習機会や情報提供の充実を図るため、令和７(2025)年３月に県教育委員会が作成した「家庭教育支援デジタルパンフレット」を活用し、市町の家庭教育支援を促進する。

○「親学習プログラム」をはじめ、令和８（2026）年３月に県教育委員会が作成した、就学前のこどもをもつ保護者を対象とした家庭教育支援プログラムを活用するとともに、アウトリーチ型の家庭教育支援の実施に向けた助成を行う。

(2) コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

取組状況と成果(◎)・課題(●) ・課題への対応(○)

◎ 教育事務所単位で地域連携教員研修及びコーディネーター養成研修を実施するとともに、総合教育センターにおいて地域学校協働活動推進員養成研修等を実施することにより、学校と地域をつなぎ、効果的な活動を展開するための中心的な人材の養成を図り、各地区におけるコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組の促進が図られた。

◎ コミュニティ・スクールを導入している県立学校のうち、希望のあった７校を重点サポート校に指定し、各教育事務所が支援を行った結果、導入及びその後の運営が円滑に行われた。（令和７(2025)年度までの導入校：20校）

● コミュニティ・スクール又は地域学校協働本部のいずれかのみを設置している、または、いずれも設置していない市町がある。（本県におけるコミュニティ・スクール導入率：61.6%［全国64.9%］、地域学校協働本部整備率：68.3%［全国66.9%］）

→○ 引き続き、学校及び地域双方の人材養成に努めるとともに、コミュニティ・スクールと地域学校協働本部を一体的に推進していない自治体に対して、双方を設置する意義や効果を周知するなどし、その設置を促進する。

(3) 学校部活動の地域展開に向けた取組の推進

取組状況と成果(◎)・課題(●) ・課題への対応(○)

◎ 令和５(2023)年に策定した「とちぎ部活動移行プラン」に基づき、令和７(2025)年度末までに公立中学校における休日の部活動を１つ以上地域クラブ活動へ移行することを目標に取り組んだ結果、約９割の学校で地域移行を達成した。

◎ 各市町における部活動の地域展開の更なる推進を図るため、令和11(2029)年度末までに県内公立中学校等の休日の部活動を全て地域展開することを目標とする「とちぎ部活動地域展開プラン」を、令和８(2026)年３月に策定した。

● 運営団体や指導者の確保等が課題であり、市町ごとの部活動地域展開の進捗状況に差が生じている。

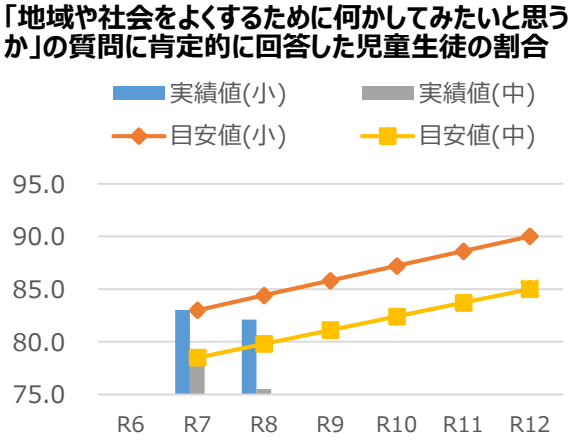
→○ 「とちぎ部活動地域展開プラン」の目標達成に向け、新たにマッチング機能を備えた「指導者バンク」及び「E-learning 指導者研修システム」を構築するとともに、国の助成制度を活用し、各市町における部活動の地域展開を推進する。

基本施策８　ふるさとを愛し、生涯学び続ける人材の育成

ふるさとを愛し、生涯学び続ける人材の育成のために、郷土や我が国の自然・歴史・伝統・文化等を学ぶ機会や、障害の有無や国籍等を問わずライフステージに応じた多様な学びの機会の充実を図ります。

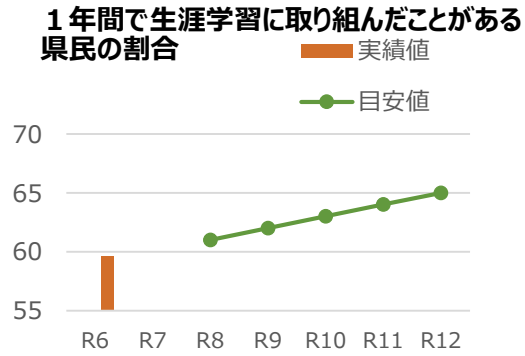
推進指標	「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思うか」の質問に肯定的に回答した児童生徒の割合 〔全国学力・学習状況調査(文部科学省)〕

	基準値 R７ (2025)		R８ (2026)	R９ (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	目標値 R12 (2030)
目安値 (%)	小：83.0 中：78.5		小：84.4 中：79.8	小：85.8 中：81.1	小：87.2 中：82.4	小：88.6 中：83.7	小：90 中：85
実績値 (%)			小：82.1 中：75.5				
達成見込			小：　E 中：　E				
全国順位	小：10位 中：８位		小：11位 中：９位				



推進指標	１年間で生涯学習に取り組んだことがある県民の割合 〔栃木県政世論調査(栃木県)〕

	基準値 R６ (2024)	R７ (2025)	R８ (2026)	R９ (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	目標値 R12 (2030)
目安値 (%)	59.6	―	61.0	62.0	63.0	64.0	65
実績値 (%)		―	R８.10月 公表予定				
達成見込		―	―				
全国順位	―	―	―				



(1) ふるさとを学ぶ機会の充実

取組状況と成果(◎)・課題(●) ・課題への対応(○)

◎ とちぎふるさと学習ホームページやデジタルブック化した資料集の活用推進を図ったことにより、地域や各学校の特色を生かした学習に活用され、児童生徒が郷土について理解を深める学びが展開された。

● 児童生徒の利活用をより一層促進するため、内容の充実や円滑な更新を図ることができるよう、とちぎふるさと学習ホームページの改修が必要である。

→○ とちぎふるさと学習ホームページを再構築するとともに、新たなコンテンツを掲載するなど、内容の充実を図る。

◎ 「探究フォーラム」を実施し、各高等学校が総合的な探究の時間等で取り組んだ、地域課題や地域産業に関する調査研究等の成果を発表した。調査研究活動を通じて、生徒の郷土への理解が深まった。

● 地域を題材にした探究活動は、各高等学校で広く実施されている。今後は、実社会と結び付いた探究的な学習や体験活動の充実により、地域への愛着や社会参画意識を一層高めることが必要である。

→○ 引き続き、学校運営協議会の活用促進等により、地域住民や企業、関係機関等との連携体制を強化し、総合的な探究の時間を中心に、地域を題材とした探究的・実践的な学びの機会の充実を図る。

◎ 美術館・博物館においては、県内各学校の無料送迎を実施し、こどもたちの学習活動の充実を図るとともに、両館職員による学校等での出前講座の実施により、本県の文化芸術に対する関心や理解を深めた。

● 美術館・博物館職員による出前講座を利用していない学校があるため、更なる利用促進の取組が必要である。

→○ 効果的な情報発信を行うとともに、時宜を得た講座のテーマを設定するなど、学校等における利用の促進を図る。

◎ 埋蔵文化財センターにおいて、小中学生を対象とした見学会や出前授業等を開催し、こどもたちが文化財に触れ、親しみ、理解を深める機会を提供した。

● 埋蔵文化財センターの展示で郷土の歴史文化を学んだ後、実際に現地に足を運び、文化財等を見学するなどの実体験に結び付ける機会が少ない。

→○ 特別公開や現地説明会など本物に触れる機会はあるものの、展示等で学んだ内容がその後の学習活動にさらに結び付くよう、内容の工夫を図る。

(2) 生涯にわたり学び続ける機会の充実

取組状況と成果(◎)・課題(●) ・課題への対応(○)

◎ 「とちぎ子どもの未来創造大学」では、「本物」に触れる学習機会の提供を目的として、令和７(2025)年度は、58 機関が講座を実施し、延べ約 1,800 名が参加した。受講者アンケートでは、「講座で学んだことや初めて知ったことについてもっと勉強したいと思った」との回答が 60%を超えるなど、学びへの意欲の向上につながった。

◎ 県民カレッジでは県の施設や市町の公民館、教育機関等で開催される講座やセミナーを登録講座とし、総合的かつ体系的な学習機会の提供を行った。令和７(2025)年度は 72 機関のもとで 1,585 講座が登録され、34,984 人が受講した。県民の学習機会の拡充が図られるとともに、生涯学習への参加意欲の向上や地域における学びの活性化につながった。

● 障害の有無や国籍等を問わず、より多くの県民がライフステージに応じた多様な学習活動に取り組めるよう、県民の生涯学習のニーズに対応していく必要がある。

→○ 県民ニーズの把握・分析等を行い、多様な講座の実施・登録に向けて新規機関の開拓を進めるとともに、既存の登録機関に対しては新規講座の実施や実施方法の工夫を促す。また、県民の積極的な受講を促進するため効果的な広報活動を行う。

◎ 美術館・博物館が行う企画展及びワークショップなどの普及教育事業をはじめ、県総合文化センターにおける良質で芸術性の高い文化事業の実施により、県民が気軽に文化芸術に触れ親しむ機会の充実を図った。

● こどもから大人まで幅広い世代の県民の参加を促し、更なる文化芸術活動の活性化を図っていく必要がある。

→○ SNS を活用した積極的な情報発信に加え、県民の多様なニーズを踏まえた魅力ある事業を継続的に実施する。

◎ 埋蔵文化財センターにおいては、常設展示に加え企画展を年３回開催するほか、歴史講座への講師派遣を行うなど、年間を通じて学びの機会を享受できる環境の充実を図った。

● 埋蔵文化財センターで開催される各展示やイベント間の連携が希薄である。

→○ 歴史文化への理解をより深めるため、展示を見た人が次の展示や講座、関連イベントにも続けて参加できるよう、年間を通じた参加の流れを意識して内容を工夫する。

◎ 誰もが気軽にスポーツを体験できるイベント「とちぎスポーツフェスタ」を開催し、県民がスポーツに親しむきっかけを提供した。（シンボルイベント：延べ 3,389 人、総合型スポーツクラブフェスタ：延べ 398 人、生涯スポーツフェスタ：延べ 2,504 人、栃木県民スポーツ大会：延べ 4,489 人が参加）

● より多くの県民が多様なスポーツに親しめるよう、開催方法や内容の工夫が必要である。

→○ 「とちぎスポーツフェスタ」を他イベントと併催することにより相乗効果を創出し、幅広い世代の関心を喚起するとともに、より多くの県民の参加を促す。

検討会議委員からの主な意見　(基本目標Ⅳ)

・県教育委員会が作成した「親学習プログラム」を必要としている保護者は多くいると思われる。その方々への働きかけを検討していただきたい。
・コミュニティ・スクールの設置がなかなか進まない背景には、市町の規模や財政状況の違いなど地域の状況に差があることも一因と思われる。そのような状況を踏まえた上で各地域の実情に応じた工夫がある取組を進めていただきたい。
・美術館や博物館等の地域の施設利用促進については、小中学校と比較して高校での活用が十分に進んでいない状況がある。将来こうした施設で働くことに関心を持つ生徒もいるほか、探究学習への効果が期待されることから、高校での利用促進を進めていただきたい。

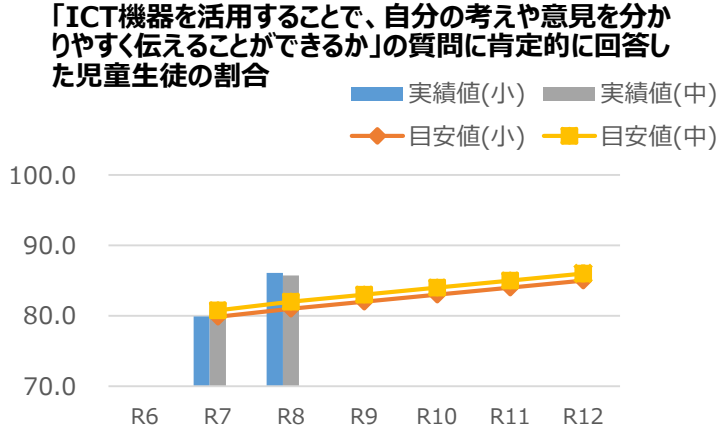
基本目標Ⅴ　未来を見据えた質の高い教育環境をつくる

基本施策９　教育 DX の推進

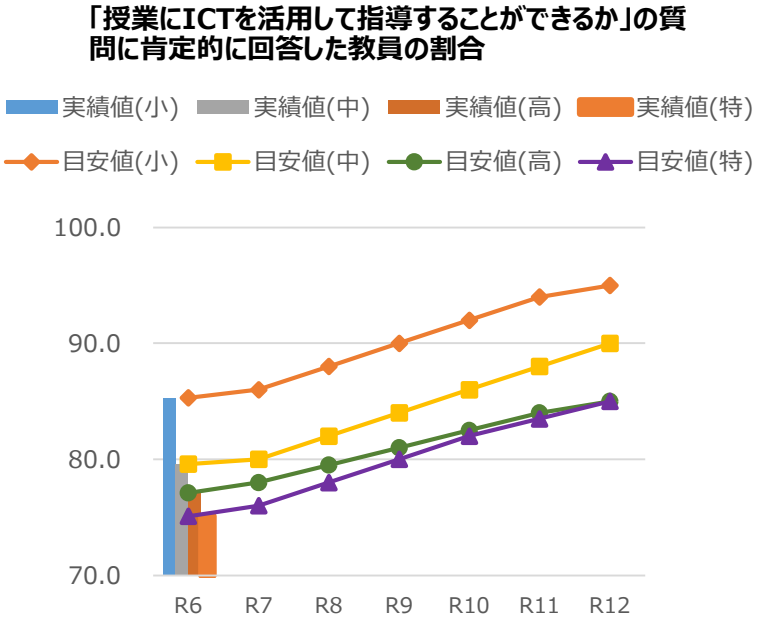
教育の質の向上に向けて、デジタル学習基盤を活用した効果的な実践例を創出し広めることで、児童生徒の情報活用能力の育成や、教員の指導能力向上、教職員の校務効率化を図ります。

推進指標	「ICT 機器を活用することで、自分の考えや意見を分かりやすく伝えることができるか」の質問に肯定的に回答した児童生徒の割合 〔～2025：全国学力・学習状況調査(文部科学省)、2026～：栃木県教育委員会集計〕

	基準値 R７ (2025)		R８ (2026)	R９ (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	目標値 R12 (2030)
目安値 (%)	小：79.9 中：80.8		小：81.0 中：82.0	小：82.0 中：83.0	小：83.0 中：84.0	小：84.0 中：85.0	小：85 中：86
実績値 (%)	(%)		小：86.1 中：85.7				
達成見込			小：　A 中：　A				
全国順位	―		―				



推進指標	「授業に ICT を活用して指導することができるか」の質問に肯定的に回答した教員の割合 〔学校における教育の情報化の実態等に関する調査(文部科学省)〕						
	基準値 R６ (2024)	R７ (2025)	R８ (2026)	R９ (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	目標値 R12 (2030)
目安値 (%)	小：85.3 中：79.6 高：77.1 特：75.1	小：86.0 中：80.0 高：78.0 特：76.0	小：88.0 中：82.0 高：79.5 特：78.0	小：90.0 中：84.0 高：81.0 特：80.0	小：92.0 中：86.0 高：82.5 特：82.0	小：94.0 中：88.0 高：84.0 特：83.5	小：95 中：90 高：85 特：85
実績値 (%)		R８.10月 公表予定					
達成見込		―					
全国順位	小：23位 中：24位 高：39位 特：19位	―					



(1) デジタル人材の育成に向けた教育の充実

取組状況と成果(◎)・課題(●) ・課題への対応(○)

◎ 「栃木県学校教育情報化推進指針」に基づき、ICT を活用した指導実践事例を県の研究発表大会等で発信するとともに、県と全市町が参加する会議において協議や情報交換を行うことにより、ICT や生成 AI 等の先端技術を活用した実践の広がりが見られる。

◎ 教員の情報モラルに関する指導力は、研修等により向上しており、文部科学省の「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」において、「情報活用の基盤となる知識や態度について指導できる」と回答する教員の割合は着実に向上している。

● いじめの態様別状況として「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。」の発生件数は、文部科学省の「問題行動等調査」において、近年ほぼ横ばいの状況となっており、引き続きの対策が求められる。

→○ 「GIGA ワークブックとちぎ」の活用を推進することで、情報モラル教育の充実を図り、児童生徒のトラブルの未然防止に向けた取組を強化し、トラブル発生件数の減少を目指す。

◎ 児童生徒が ICT 機器を活用して自分の考えや意見を適切に伝える力を育成するとともに、SNS 等による投稿・拡散に伴うひぼう中傷等の未然防止を目的として、「SNS 時代の生徒指導ハンドブック－情報モラル教育 教師のための手引き－」を令和 8 (2026)年 2 月に作成した。

● 県立学校及び市町教育委員会へ資料を提供するにとどまっており、今後は教員に対して具体的な活用方法の周知が必要である。

→○ 教員向け研修等で「SNS 時代の生徒指導ハンドブック－情報モラル教育 教師のための手引き－」を活用し、「情報活用の基盤となる知識や態度について指導できる」と回答する教員の割合の向上を目指す。

(2) デジタル学習基盤を効果的に活用した授業等の充実

取組状況と成果(◎)・課題(●) ・課題への対応(○)

◎ 県立学校における ICT 活用強化月間の実施、「ICT 通信」や「とちぎ教育 ICT ポータルサイト」による授業実践事例の共有、研修の実施等により、文部科学省の「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」において、「授業に ICT を活用して指導できる」と回答する教員の割合は向上している。

● 従来の指導方法からの転換に不安を抱える教員が見られ、授業における ICT 活用について、学校間及び教員間で差が生じている。

→○ 教育 CDO の助言に基づき、研修等を実施するとともに、ICT 支援員の派遣等により、学校及び教員に対する支援体制の充実を図る。併せて、デジタル学習基盤を活用した授業改善を一層推進することで、「授業に ICT を活用して指導できる」と回答する教員の割合の向上を図る。

(3) 校務 DX の推進

取組状況と成果(◎)・課題(●) ・課題への対応(○)

◎ 「栃木県公立学校における共同調達会議」において、校務 DX に関するビジョンとロードマップを策定したことにより、県内における校務 DX 推進の方向性が明確化され、次世代型校務支援システムの県域共同調達に向けた基盤整備が進んだ。

◎ 文部科学省の「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」において、デジタル学習基盤の整備状況は全国上位となっており、校務 DX や ICT 活用を推進するための環境整備が着実に進んでいる。

● 文部科学省の「GIGA スクール構想の下での校務 DX チェックリストに基づく学校・学校設置者の自己点検結果」において、「次世代の校務システムを導入済みの自治体の割合」及び「生成 AI を校務で活用する学校の割合」がいずれも全国平均を下回っており、校務 DX の実現が十分に進んでいない状況にある。

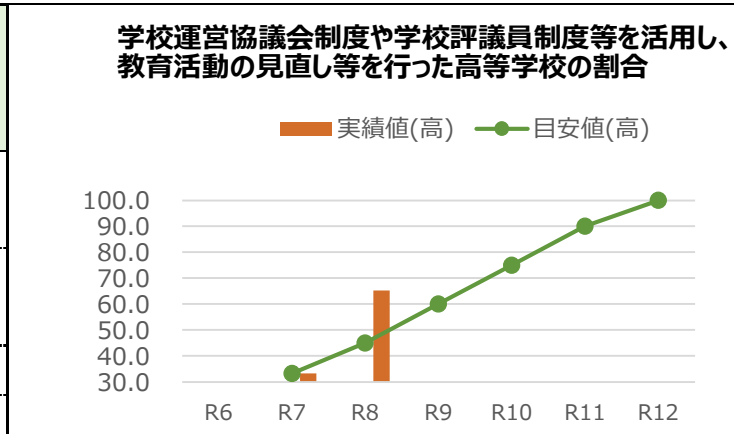
→○ 「栃木県公立学校における共同調達会議」において、次世代型校務支援システムの県域共同調達の実現を目指すとともに、生成 AI 等、ICT の効果的な活用を推進することで、校務 DX チェックリストの項目について全国平均水準以上への改善を目指す。

基本施策１０　学校の魅力化・特色化の推進

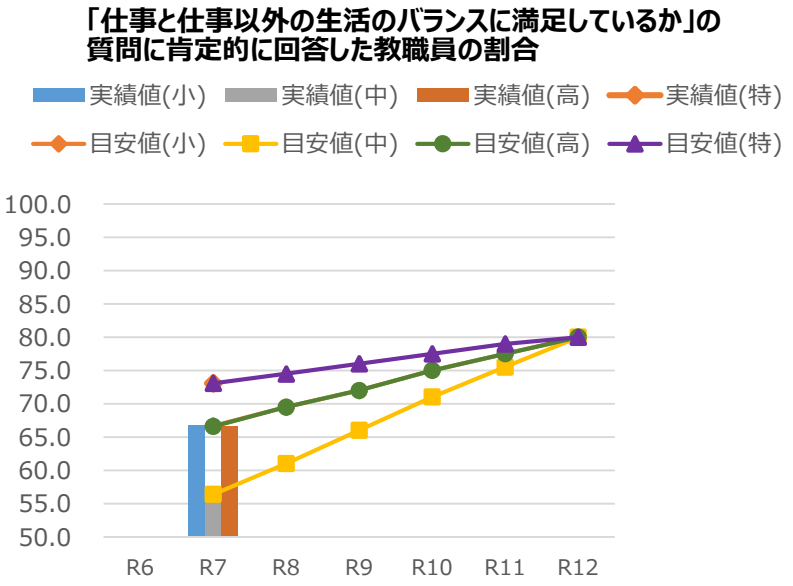
教育内容及び教育環境の充実に向け、県立高校の魅力化・特色化や施設整備を進めるとともに、教職員が心身ともに充実し、専門職としての資質・能力を高めることができるよう、公立学校における働き方改革や研修機会の確保、運営体制の充実を図ります。

推進指標	学校運営協議会制度や学校評議員制度等を活用し、教育活動の見直し等を行った高等学校の割合 〔栃木県調査(栃木県教育委員会)〕

	基準値 R７ (2025)		R８ (2026)	R９ (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	目標値 R12 (2030)
目安値 (%)	高：33.3		高：45.0	高：60.0	高：75.0	高：90.0	高：100
実績値 (%)			高：65.2				
達成見込			A				
全国順位	－		－				



推進指標	「仕事と仕事以外の生活のバランスに満足しているか」の質問に肯定的に回答した教職員の割合 〔「学校における働き方改革推進プラン（第２期）」に基づく実態調査(栃木県教育委員会)〕						
	基準値 R７ (2025)		R８ (2026)	R９ (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	目標値 R12 (2030)
目安値 (%)	小：66.7 中：56.4 高：66.6 特：73.1		小：69.5 中：61.0 高：69.5 特：74.5	小：72.0 中：66.0 高：72.0 特：76.0	小：75.0 中：71.0 高：75.0 特：77.5	小：77.5 中：75.5 高：77.5 特：79.0	小：80 中：80 高：80 特：80
実績値 (%)			R８.11月 公表予定				
達成見込			―				
全国順位	―		―				



(1) 魅力ある県立高校づくり

① 県立高校の魅力化・特色化の推進

取組状況と成果(◎)・課題(●) ・課題への対応(○)

◎ 県立高校では、スクール・ミッション及びスクール・ポリシーに基づき、各校の特色や強みを生かした魅力化・特色化を推進している。コミュニティ・スクールの導入や地域・企業、大学等との連携により、地域資源を活用した教育活動を充実させ、探究学習やSTEAM 教育の推進とともに、外部人材の活用や産業界との協働による実践的な学習機会を拡充している。

● 少子化に伴う生徒数の減少により、学校の小規模化が進み、教育課程の編成や教員配置に制約が生じている。また、学校間の魅力の差や、地域連携の質の確保と持続性が課題となっている。

→○ ICT を活用した遠隔授業や学校間連携により、小規模校における多様な学びの保障を進める。コミュニティ・スクールの導入拡大と活性化により、外部人材や地域と学校との協働体制を深め、各校の特色ある教育活動の充実を図る。

● 社会における価値観の多様化や高校進学率の上昇等により、多様な背景やニーズを持つ生徒が在籍しており、学校の適切な対応が求められている。

→○ 生徒の多様なニーズに対応した個別最適な学びの実現と支援体制の強化を図り、誰一人取り残さない教育環境の構築を推進する。

② 「第三期県立高校再編計画」に基づく魅力化・特色化の推進

取組状況と成果(◎)・課題(●) ・課題への対応(○)

◎ 再編計画に基づき、令和９(2027)年度に開校する宇都宮東中等教育学校、宇都宮清陵高校、鹿沼華陵高校及び今市高校においては、魅力と特色ある新校となるよう、新校設立準備委員会において具体的な教育活動を検討し、新校設置計画を策定するなど、開校に向けた準備を進めた。

◎ 令和10(2028)年度に開校する新校については、新校設立準備委員会において校名案やスクール・ポリシー等の検討を進めたほか、ワークショップや先進校視察を実施し、新校設置計画の策定に向けた準備を進めた。

● 新校設置計画の公表から間もないため、新校の校名や新しい学科、特色ある教育活動についての周知が不十分である。

→○ 新校の魅力や特色を分かりやすく記載したリーフレット等を作成し、生徒や保護者をはじめ、地域へ広く周知を図る。

(2) 教職員の資質・能力向上と学校の指導・運営体制充実の一体的推進

① 養成・採用の一体的取組の推進

取組状況と成果(◎)・課題(●) ・課題への対応(○)

◎ 優れた人材の確保に向け、SNS による動画配信や高校生・大学１、２年生を対象とした説明会の充実に取り組み、教員の魅力発信を行った。高校生向け説明会では、「先生の仕事に興味をもつことができ、将来教員になりたいと思った。」等の前向きな声が多く寄せられた。

◎ 令和７(2025)年度実施の教員採用試験において、全ての実技試験を２次試験で実施するなど、受験者が受験しやすい環境づくりに取り組んだ。受験者にとっては、１次試験で学力試験に集中できるようになった。

● 全国的に教員不足が課題となる中、本県でも受験者数の減少や採用倍率の低下等が課題となっている。

→○ とちぎで教員として働く魅力を発信するため、広報活動や説明会を充実させる。また、一昨年度から実施している「学校で働きたい人応援イベント」を継続するとともに、採用試験においては社会人を対象とした特別選考を導入し、豊かな経験や知識を有する人材の確保に努める。さらに、令和９(2027)年度実施の採用試験から全国共同実施に参画し、より幅広い人材の確保に努める。

② 教職員の資質・能力の向上

取組状況と成果(◎)・課題(●) ・課題への対応(○)

◎「栃木県教員育成指標」に基づき、キャリアステージや職位に応じた体系的な研修を実施した。研修後の研修評価・振り返りでは、自律的に学び続ける重要性や、校内研修での助言や授業改善に意欲的に取り組もうとする意識の高まりが確認できた。

◎ 学校支援事業「校内研修サポート」により講師を派遣し、校内研修等を支援した。現代的諸課題をテーマとした研修や、講話とワークショップを組み合わせた研修など、学校のニーズに応じることで、教職員の資質・能力の向上及び学校の教育力の向上につながった。

● 不登校児童生徒の増加や急速な情報技術の進展など、多様化・複雑化する教育課題に対応するため、調査研究の成果や学校現場の課題を、研修内容の改善や学校支援に適時反映していくことが必要である。

→○ 今年度から、県総合教育センターでは組織改編により研修と調査研究が一体的に機能する体制を整備した。研究成果や学校現場の課題を研修内容や学校支援に適時反映する仕組みづくりを進める。併せて、校内研修の充実や管理職・ミドルリーダーのマネジメント力の向上を通じて、学校の指導・運営体制を強化し、多様化・複雑化する教育課題に的確に対応していく。

◎ 教職員を国立大学や研究機関等へ内地留学生として派遣し、専門的知識・技術の向上を図った。これにより、生徒の授業理解や学習意欲の向上に寄与した。令和７年度内地留学派遣者数：８名

● 内地留学派遣者の成果共有が校内等で十分に進んでおらず、成果の波及が課題である。

→○ 指導主事による学校訪問時に、職員会議等を活用した成果共有や校内研修の実施を促進する。また、県教育委員会主催の研修会等で内地留学派遣者による発表機会を設け、他校への成果の普及を図る。

③ 学校における働き方改革の推進

取組状況と成果(◎)・課題(●) ・課題への対応(○)

◎ 給特法等の改正を踏まえ、「学校における働き方改革推進プラン（第２期）」を全面改定し、「服務管理の徹底」及び「部活動改革」の観点を新たに加えた「学校における働き方改革推進計画」を令和８(2026)年３月に策定した。

◎ モデル校20校において、外部専門家の助言等を活用した業務改善に取り組み、実践報告会（令和7(2025)年度参加者数165人）を通じて成果を県内公立学校に普及した。

◎ 全ての県立学校に産業医等を配置し、長時間勤務者等への面接指導を実施するとともに、研修会や講演会によりメンタルヘルスに関する知識の習得と意識向上を図った。

● 時間外在校等時間は減少傾向にあるものの、80時間を超過する教諭等が一定割合存在しており（小9.1%、中23.5%、高6.8%）、服務管理の徹底が必要である。また、時間外業務に占める部活動の割合が大きく、負担軽減が課題である。

→○ 外部専門家の知見を活用した研修により、本県の課題や先進事例を共有し、服務管理の徹底、部活動負担軽減、業務見直し、首長部局との連携等について、各教育委員会の主体的な取組を推進する。

● 取組の加速には、学校単位の取組に加え、県・市町教育委員会及び首長部局との連携を強化し、組織的に業務改善を進める仕組みの整備が必要である。

→○ 栃木県総合教育会議において外部アドバイザーの知見を活用し、知事と教育委員会が目指す姿を共有することで、知事部局との連携に向けた共通理解を促進する。

● 本県の教育職員の精神疾患による病気休職者等の割合は増加傾向にあり（令和4(2022)年度：0.68%、令和５(2023)年度：0.78%、令和６(2024)年度：0.89%）、県立学校におけるメンタルヘルス対策を継続的に充実させる必要がある。

→○ 研修会の継続、安全衛生委員会の活用、臨床心理士等による出前講座等を通じて、管理職等のメンタルヘルスに関する理解促進と学校の対応力向上を図る。

(3) 公立学校の施設整備

① 県立学校施設・設備の整備

取組状況と成果(◎)・課題(●) ・課題への対応(○)

◎ 老朽化した学校施設の長寿命化、特別教室等への空調の設置、トイレの洋式化、バリアフリー改修等について施設整備を実施（69件）した結果、児童生徒の安全で安心な学習環境を確保した。

● 空調が未設置の教室や、トイレの洋式化が未実施の箇所がある。

→○ 引き続き、必要な施設整備を計画的に進める。（令和８(2026)年度予定：54件）

② 公立小・中・義務教育学校施設の整備促進

取組状況と成果(◎)・課題(●) ・課題への対応(○)

◎ 市町が実施する学校施設の長寿命化や空調の設置、トイレの洋式化等について、国の学校施設環境改善交付金を活用し、施設整備を促進（199件、2,426百万円［国費］）した結果、児童生徒の安全で安心な学習環境が確保された。

● 一部事業において交付金の採択保留が生じた。

→○ 引き続き、各市町に対し国庫補助に関する助言等を行うとともに、国に対し予算の確保等に関する要望活動を実施する。

(4) 私学教育の振興

① 私立学校の振興

取組状況と成果(◎)・課題(●) ・課題への対応(○)

◎ 私立学校に対し、運営等に関する相談や助成事業の活用に関する助言などの支援を行い、私学の健全な運営及び教育環境の充実が図られた。

● 引き続き適切な指導・助言等を行うことにより、私立学校が安定的に運営されることを目指していく必要がある。

→○ 私立学校の振興のため、必要な指導・助言及び取組への支援等を継続的に行っていく。

② 公私の連携の推進

取組状況と成果(◎)・課題(●) ・課題への対応(○)

◎ 栃木県公私立高等学校協議会を開催し、公私立における共通事項について意見交換を行った。

● 様々な機会を通じて、公私の連携の推進を図っていく必要がある。

→○ 引き続き、様々な機会を通じた公私間の協議や情報交換等により、連携の推進を図る。

検討会議委員からの主な意見　(基本目標Ⅴ)

・社会や学校における DX 化が急速に進む中で、ICT の活用を苦手とする児童生徒が取り残されていないか懸念がある。ICT を活用できる力を育成しその価値を認識させることも重要であるが、併せて、適切な倫理観や豊かな感性を持って ICT を活用できる児童生徒を育成していただきたい。
・学校運営協議会制度や学校評議員制度等を活用しての教育活動の見直しについては、全ての学校で取り組まれるべきものである。劇的な改善は容易ではないものの、小さな改善の積み重ねであれば十分可能であると考えられることから、ぜひ推進していただきたい。

Ⅲ　教育委員会の活動状況について

1　会議等の運営及び開催状況等

教育委員会会議については、原則として毎月第１火曜日に「定例会」、また、必要に応じて「臨時会」を開催している。このほか、施策の勉強や事前協議等のため、適宜、「教育委員協議会」を開催している。

令和７(2025)年度の開催回数は、次のとおりである。

【会議の開催状況】
○定例会　……12回
○臨時会　…… 2回
○協議会　……14回　　〔合計28回開催〕

2　会議の内容

定例会、臨時会及び協議会において、総件数 207 件におよぶ議案等の審議等を行った。

会議は原則として公開しているが、人事に関する議案を審議する場合等では、出席委員の３分の２以上の多数をもって、非公開の会議とする場合がある。

なお、定例会、臨時会及び協議会において審議された内容別の件数は、次のとおりである。

総件数		207件
【内訳】		
○議案		61件
・教育行政の運営に関する基本方針に関すること	8件	
・人事、服務に関すること	19件	
・条例、規則等の制定、改廃に関すること	21件	
・学校教育に関すること	11件	
・表彰に関すること	２件	
○報告		62件
○協議等		84件

3　会議以外の活動状況

教育委員は、会議以外に、総合教育会議、関係機関等との意見交換、創立記念式典等への参列などの各種活動を行っている。

(1) 総合教育会議・・・・・・・・・・・２回

知事が招集する栃木県総合教育会議に出席し、とちぎ教育ビジョンの策定に関する協議を行った。

(2) 関東地区協議会、関係機関等との意見交換会等・・・４回

教育行政に関する情報交換や諸問題等を協議するため、全国及び１都９県教育委員会協議会への出席のほか、関係機関等との意見交換会を実施した。

【行　事】

○令和７(2025)年５月　１日(木)　１都９県教育委員会全委員協議会(群馬県高崎市)
○令和７(2025)年７月 15 日(火)　全国都道府県教育委員会連合会第１回総会(青森県青森市)
○令和７(2025)年８月 28 日(木)　１都９県教育委員会教育委員協議会(山梨県甲府市)
○令和８(2026)年１月 26 日(月)　全国都道府県教育委員会連合会第２回総会(東京都千代田区)

(3) 学校等訪問・・・・・・・・・・・延べ４箇所

学校現場の状況を把握するため、学校等を訪問し、授業や施設等の視察及び職員との意見交換を実施した。

【訪問先】

○令和７(2025)年５月　９日(金)　鹿沼東高等学校、鹿沼市立北中学校
○令和７(2025)年７月 14 日(月)　鹿沼東高等学校
○令和７(2025)年10月 29 日(水)　真岡工業高等学校

(4) 創立記念式典・・・・・・・・・・・13 回

県立学校における創立記念式典に参列した。

(5) 各種行事、大会・・・・・・・・・・５回

教育委員会主催の表彰をはじめ、各種行事に参加した。

【行　事】

○令和７(2025)年10月　９日(木)　地方教育行政功労者表彰式（文部科学省）
○令和７(2025)年10月 17 日(金)　とちぎ教育賞表彰式(県公館)
○令和７(2025)年10月 30 日(木)　教育功労者等表彰式(県公館)
○令和７(2025)年10月 30 日(木)　学校教育支援ボランティア感謝状贈呈式(県公館)
○令和８(2026)年１月 30 日(金)及び 31 日(土)　県教育研究発表大会(総合教育センター及びWEB 開催)

(6) 研修会等・・・・・・・・・・・・・１回
今日的な教育課題や職務遂行に必要な知識等について理解を深めるため、研修会を実施した。

(7) 関係機関・会議
教育委員が次の関係機関の委員等に就任している。
県共同募金会、県私立学校審議会、県育英会選考委員会等

4　教育委員一覧(R８(2026).3.31 現在)

職　名	氏　名
教育長	中村　千浩
委員(教育長職務代行者)	永島　朋子
委 員	松金　公正
委 員	尾﨑　宗範
委 員	板橋　信行
委 員	手塚絵理子



とちまるくん ©栃木県